

県営住宅 住まいのしおり

常時、目のつくところに
置いて、よくお読みください。

高知県住宅供給公社(管理代行者)

〒781-0832

高知市九反田4番10-401号 トップワン四国4F

TEL (088) 883-0344

※皆様がお住まいの県営住宅は高知県住宅供給公社が管理しています。

※各種申請手続の受付窓口は、高知県住宅供給公社です。

は じ め に

県営住宅のご利用ありがとうございます。

さて、**県営住宅は**、公営住宅法に基づき、国と県とが協力し、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として住宅に困っておられる方々のために建設した**県民共有の大切な財産**です。

このため、**県営住宅を利用するにあたっては、一般の賃貸住宅とは違って**いろいろな制限や義務を伴います。入居者の皆様は、これらのきまりを守っていただき、住宅を大切に使用してください。

また、皆様が楽しく気持ちよく生活できるかどうかは、入居者一人ひとりの心がけ次第です。

お互いの協力によって、住みよい団地にさせていただくようお願いします。

この住まいのしおりは、県営住宅入居中に必要な手続や注意すべきことがらなどをまとめたものです。

お手もとに置いて、折にふれお読みください。

目 次

第1編 県営住宅の管理

1	管理のしくみ	4
2	入居にあたって	5
3	家賃	8
4	収入の申告	11
5	入居中の各種手続	13
6	退去にあたって	17
7	修繕	19

第2編 住宅の住まい方

1	玄関	30
2	ベランダ	30
3	台所	31
4	浴室	32
5	浴槽、バランス釜	32
6	便所	32
7	結露	34
8	ダニなどの室内害虫	35
9	電気	36
10	ガス	37
11	水道	39

第3編 共同施設

1	階段、廊下	42
2	団地の庭	42
3	集会所	43
4	自動車駐車場	43
5	自転車置場	43
6	屋上	43
7	受水槽、高架水槽、浄化槽	44
8	排水施設	44
9	ゴミの処理	44

第4編 団地生活

1	自治会の結成	46
2	環境美化	46
3	集会所の利用	47
4	共益費	47
5	迷惑行為の禁止	48
6	入居中の注意事項	50
7	住宅の明渡し請求	50

第5編 防 災

1	火災の予防	52
2	防火管理	52
3	火災発生時の手引き	53
4	台風について	56
5	地震について	56

第6編 様 式

様式	60
----	----

第1編 県営住宅の管理

1 管理のしくみ

各種申請に対する許可も含め日常の管理は高知県住宅供給公社が行っています。

平成 18 年 4 月から県営住宅の管理方法が大きく変わりました。

皆様にご利用いただく県営住宅の大半は公営住宅法に基づき建設された賃貸住宅です。この公営住宅法が改正され「管理代行制度」が創設されました。

従来の管理委託に比べ一元的な情報提供が行える、また、許可権限を代行することにより各種申請の許可のスピードアップが図られるなど、住民サービスも向上するため、高知県もこの「管理代行制度」を取り入れました。

なお、家賃決定や、公営住宅に属さない八反町団地に係る各種申請に対する許認可等の事務についてのみ高知県で行いますが、それらの場合も申請の受付を含め窓口事務は全て高知県住宅供給公社が行います。

参考到高知県住宅供給公社、高知県、住宅管理人、団地自治会の大まかな役割分担を示すと次のとおりです。

■ 高知県住宅供給公社 (=管理代行者)

権限と責任をもって県営住宅の日常管理を行う管理主体です。

□ 高知県（住宅課）

家賃決定や条例改正など管理代行者では行えない業務を行います。

□ 住宅管理人

入居者と高知県住宅供給公社との連絡調整役です。

□ 団地自治会

共益費の徴収など入居者の責任において処理すべきことを行う自主組織です。

2 入居にあたって

○入居までの手続

入居申込



抽選等入居決定



入居決定通知書交付



[入居手続]

- ・ 敷金の納付（家賃の3ヵ月分）
- ・ 誓約書の提出
- ・ 鍵預かり書の提出
- ・ （保有車両届出書の提出）
- ・ （共同施設駐車場使用許可申請）

鍵の交付

入居指定日通知書の交付



入 居

- ・ 入居届出書の提出（住民票を添付）

・入居が決まった方は

入居の決定のあった日から10日以内に上記の入居手続をしてください。

10日以内に手続ができない方は申し出てください。申し出のない方に対しては入居許可を取消す場合があります。

・誓約書とは

法や条例その他の規則に定められた事項を確実に守り、これに違反しないことを約束するものです。この約束に反した場合、住宅の明渡しを求めることがあります。

・敷金の納入は

県の発行する納付書により、納入してください。

この敷金は、県営住宅を退去される際に未納家賃等がなければお返しします。ただし、利息はつきません。

・駐車場について

県営住宅の駐車場は一世帯につき1台分が基本で、有料です。また、使用にあたっては入居許可とは別に使用許可が必要ですので、共同施設駐車場使用許可申請書を提出してください。

なお、敷地面積の関係により駐車場が有料化されていない団地において、車を保有している場合には保有車両届出書を提出してください。

駐車場のない団地もあります。

・その他の提出書類について

住宅の鍵を交付するにあたり、鍵預かり書を提出していただきます。

・入居期日は

入居にあたっては、入居指定日通知書に定められた日から20日以内に入居しなければなりません。ただし、特別な事情がある場合で期日までに入居できないときは、高知県住宅供給公社へ申し出てください。

また、入居が完了したときは、入居した日から10日以内に入居届出書（住民票添付）の提出が必要です。

■ 住宅の点検

鍵を受け取った方は、必ず住宅内を点検してください。もし、異常があったり、設備に故障があるときは、すぐ高知県住宅供給公社(088)883－0344まで申し出てください。あとで申し出られても修繕できない場合がありますので注意してください。なお、空家住宅は以前人が入居していた住宅ですから、新しい状態ではありませんのでご了承ください。



■ 引っ越し

引っ越しの際、車の乗り入れにより花壇、側溝などの施設を損傷しないように注意してください。万一、破損したときは、自己負担で修理していただきます。

また、引っ越しの際に発生したダンボール箱、その他のゴミ類は、市町村の清掃規程に従って自らの責任で処理してください。

■ 電気・ガス・水道の開栓

電気・ガス・水道は閉栓されています。これらの使用申込みは住宅の所在する市町村によって異なりますので、高知県住宅供給公社の指示により手続きをしてください。



■ 転入届

学校の転入学届や市町村役場への住民票の異動届（入居後 14 日以内）を忘れずに提出してください。

手続きが済みましたら新しい住所の住民票を高知県住宅供給公社に提出してください。

■ 住宅管理人への報告

住宅管理人へ引っ越ししてきたことを報告してください。報告されないと広報や回覧板等が回らない場合があります。

■ 自治会への入会、共益費の負担

入居されますと、自動的に自治会に入会することになります。（自治会のない団地もあります。）

また、共益費（47 ページ参照）を自治会が集金しますので必ず負担してください。

○入居説明会



○入居手續完了

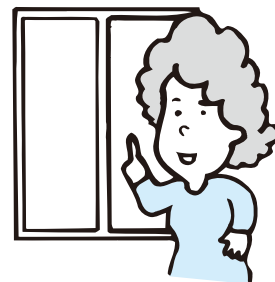


○高知県住宅供給公社から鍵を受取る。

（公社にスペアキーはありません。鍵を紛失しないように）



○住宅の確認



○市町村役場・水道・電気・ガス・自治会等関係機関へ手続（申込み）をしてください。



○新しい住民票を高知県住宅供給公社へ提出

3 家 賃

■ 入居月の家賃

入居指定日からその月の末日までの最初の家賃は、日割りで計算されます。

■ 入居中の家賃

・ 納付書による納入（現金払い）

入居した翌月からの家賃は、当月の末日までに納入してください。

なお、納付書は4月に1年分まとめて郵送いたします。

・ 口座振替による納入

預金口座から自動的に家賃を引き落とします。できるだけ口座振替による納入をしてください。

新規に口座振替の手続をする場合

お近くの金融機関に、預金通帳（名義人の口座）と印鑑をお持ちになって口座振替納付依頼書により手続をしてください。口座振替が開始されるまで1ヵ月程度かかります。

（口座振替納付依頼書は高知県住宅供給公社にありますので必要な時は連絡してください。）

銀行・支店・口座番号を変更する場合

口座振替廃止届を現在利用している金融機関に提出し、口座振替納付依頼書（銀行変更又は口座変更）を新たに利用される金融機関に提出してください。（口座振替廃止届は高知県住宅供給公社にありますので必要な時は連絡してください。）

★ 口座振替についての注意 ★

家賃の引き落とし日は、毎月末日（土・日曜や祝日の場合は翌営業日）です。預金残高が不足している場合等は、引き落としができませんので、預金残高を必ず確認してください。

3ヵ月連続して引き落としができなかった場合は、口座振替納入を停止することがあります。

なお、毎月の領収書の発行は行っておりませんので、引き落とし状況は預金通帳で確認してください。

■ 家賃制度について

県営住宅の月額家賃は、入居者の収入や住宅の立地条件、規模、階層、築年数等の便益に応じて、毎年度個々に算定します。

したがって、毎年度ごとに皆さんの月額家賃が変更されることになりま

す。(同一団地内であっても、入居者の収入、部屋などの違いから、家賃が異なります。)

■ 家賃の減免及び徴収猶予

(様式第1号・78ページ)

著しく低額の収入状況や特別な事情により家賃の支払いが困難である場合には、申請により家賃を減免及び徴収猶予できる場合がありますので、高知県住宅供給公社に相談してください。

なお、家賃の減免は申請のあった日の翌月からとなります。

また、家賃が減免できる状況・事情としては次のような場合があります。

- ・退職、転職、休職、育児休暇などにより収入申告時点の収入状況を大きく下回るようになったとき
- ・入居世帯員が長期の療養により多額の療養費を必要とするとき
- ・災害により著しい損害を受けたとき

・現在の収入が著しく低額で、生活にも大きな支障を来すとき

※生活保護（住宅扶助）受給中の場合は、申請できません。

■ 家賃の証明

家賃に関する証明書が必要な時には、高知県住宅供給公社へ申し出てください。

■ 家賃を滞納すると

家賃を滞納すると、住宅の使用許可を取り消され、住宅を明渡さなければならなくなります。

家賃は皆さんの住宅の修繕や環境整備にも使われています。滞納することは、皆さん全体に迷惑をかけることにもなりますので、毎月末日までに必ず納めてください。

家賃減免制度について

- 次のいずれかに該当し、家賃の支払いが困難と認められる場合、申請により減免（減額又は免除）できることがあります。詳しくは、高知県住宅供給公社にお問い合わせください。

	減免の対象となりうる場合	家賃減免申請書に添付が必要な書類
1	県・市町村民税が非課税である場合	市町村の発行する県・市町村民税（非課税）を証明する書類 ※「個人番号届出書」（マイナンバー）を提出済みの方は省略できます。
2	前年度の各種所得の収入がない場合	市町村の発行する所得課税証明書
3	災害により著しい損害を受けた場合	公的機関が発行する罹災証明書及び被害が確認できる書類
4	長期の療養により多額の費用を要した場合	診断書及び療養に要した費用を証明する書類
5	死亡や失業等により収入額が著しく低額になる場合	新たな収入額及び当該事由を証明できる書類

- ※ 1、2に該当する場合で、収入申告書に添付した所得課税証明書で減免要件を満たしていることが確認できる場合は、減免申請書への所得課税証明書の添付は不要です。

- また、生活保護受給者（住宅扶助の支給を受けている場合）については減免の対象者となりません。ただし、生活保護受給者であっても下記に該当する場合、申請により対象となることがあります。

長期入院等により住宅扶助費が支給されていない場合	生活保護法による住宅扶助費が支給されていないことを証明する書類
--------------------------	---------------------------------

- 減免の開始は申請を受け付けた月の翌月からとなります。
また、減免は年度ごとに行っておりますので、引き続き減免が必要な方は毎年度申請が必要です。

「お問い合わせ・申請先」
高知県住宅供給公社
T E L 088 - 883 - 0344

4 収入の申告

■ 収入申告書の提出

県営住宅の入居者には、翌年度の家賃決定のため、毎年収入申告書を提出する義務が課せられています。毎年7月頃に「収入申告書」の用紙をお送りしますので、必要事項を記入して、所得証明書など必要書類とともに必ず期限までに提出してください。

なお、申告書の提出がない場合は家賃決定ができないため、最も高額な「近傍同種の住宅の家賃」を支払っていただくことになります。

■ 収入超過者の認定

収入申告書もしくは調査に基づき、入居者の皆さん（同居親族を含む世帯全員）の収入の合計が公営住宅法で定める収入基準を超える世帯については収入超過者として認定し、割増しのかかった家賃を納入していただくことになります。

【家賃の割増し方法】

（収入超過者の家賃）＝（本来家賃）＋ {（近傍同種の住宅の家賃）－（本来の家賃）}
×（収入及び年度の区分に応じて設定される率）

政令月収 \ 年度	（収入超過者として認定された最初の年）	初年度の翌年度	初年度の翌々年度	初年度から起算して3年度を経過した年度	初年度から起算して4年度以上を経過した年度
158,001 円～ 186,000 円	1/5	2/5	3/5	4/5	1
186,001 円～ 214,000 円	1/4	2/4	3/4	1	1
214,001 円～ 259,000 円	1/2	1	1	1	1
259,001 円～	1	1	1	1	1

（注）この基準（政令月収の額の区分を含む）は公営住宅法施行令等の改正に伴い改正される場合があります。

※個々の状況により計算方法が異なる場合がありますので、詳しくは高知県住宅供給公社または高知県（住宅課）までお問い合わせください。

■ 収入超過者の明渡し努力義務

住宅に困っておられる収入の低い方が多く控えています。収入超過者は、それらの人々のために住宅を明渡しよう努めていただきます。

■ 高額所得者

収入超過者のうち特に高額の収入のある方がそのまま県営住宅に入居していることは、住宅に困っておられる収入の低い方が多数県営住宅への入居を希望しているという現状から見て、非常に不合理です。そこで、公営住宅法では次のような措置が定められています。

■ 明渡し義務

- ①公営住宅に引き続き5年以上入居していて、最近2年間引き続いて、政令で定める基準を超える入居者を高額所得者として認定し、近傍同種の家賃額を課します。
- ②高額所得者に対しては、期限(6ヵ月)を定めて住宅の明渡し請求をします。

- ③明渡し請求を受けた入居者は、期限が来た時はすみやかに住宅を明渡ししなければなりません。

明渡し期限到来後は近傍同種の家賃額の2倍の金銭を請求する場合があります。

県では、高額所得者として認定された方には、近傍同種の家賃額を賦課していますが、公営住宅法の趣旨をご理解いただき、すみやかに退去してください。

今後は、明渡し請求の実施を行っていく予定です。

■ 意見の申し立て

家賃通知書や収入超過者認定通知書又は高額所得者認定通知書を受け取られた方で、この認定に異議のある場合は、30日以内に意見の申し立てをしてください。

また、決定後に退職などのため所得金額が減少して収入認定額に変更が生じたときは、高知県住宅供給公社まで連絡してください。(家賃が更正される場合があります。)

詳しくは、高知県住宅供給公社へお問い合わせください。



5 入居中の各種手続

入居中に次のようなことがあれば、高知県住宅供給公社へ申し出て手続を行ってください。

もし、手続を怠りますと、不利益を受けることがありますので、くれぐれも注意してください。

なお、申請書類は必ず高知県住宅供給公社へ提出してください。

■ 県営住宅入居承継承認申請書

(第 19 号様式・63 ページ)

名義人が死亡、または同居の親族を残して退去した場合（離婚・結婚など）は、30 日以内に「県営住宅入居承継承認申請書」により申請してください。承認基準に適合し承認された場合は、新たな名義人となり、引き続き入居することができます。

（家賃の滞納があったり、現在高額所得者となっている方などについては許可になりません。）

☆ 注意 ☆

名義人が自分の都合（不自然な世帯分離等）で転出した場合には、承継は認められません。

■ 県営住宅同居承認申請書

(第 17 号様式・64 ページ)

入居者が、結婚・養子縁組等の理由によって、入居当初からの同居家族（入居申込書に記載した入居者）以外の人を同居させようとする場合には、事前に「県営住宅同居承認申請書」により申請してください。

この承認については範囲が限られますので、申請される前に必ず高知県住宅供給公社に相談してください。なお、同居する理由がなくなったときは、すみやかに退去していただかなければなりません。

（家賃の滞納があったり、現在収入超過者となっている方、同居することにより収入超過者となる場合などについては許可になりません。）

☆ 注意 ☆

無断同居については、入居者にも不利益な取扱いがなされる場合があります。

■ 出生届

(別記第 11 号様式・66 ページ)

子供さんが、出生した場合はすみやかに「出生届」を提出してください。



■ 同居親族の退去届

(別記第 12 号様式・65 ページ)

現在同居している家族のうち、名義人以外の方が退去された場合はすみやかに「同居親族の退去届」と続柄が省略されていない世帯全員を証明する住民票を提出してください。

■ 県営住宅不使用届出書

(第 12 号様式・67 ページ)

長期の旅行、出張などにより、引き

続き 15 日間以上留守にするときは、高知県住宅供給公社へ「県営住宅不使用届」を提出してください。(管理人及び自治会へも連絡してください) 届出を怠ったまま長期不在であったときは、無断退去または住宅不使用として、特別な理由がない限り使用許可を取消す場合があります。

■ 県営住宅模様替え等承認申請書

(第 15 号様式・68 ページ)

住宅の増築・改築等は原則として認められません。ただし、手すりの設置、浴室へのシャワーの設置等については、一定の条件のもとで認められる場合があります。

この場合には必ず手続が必要です。また、無断で増築・改築を行えば撤去命令をする場合もあります。

なお、退去の際には原状に回復していただきます。

また、家賃の滞納がありますと承認できませんので注意してください。

詳しくは高知県住宅供給公社に相談してください。

■ 共同施設駐車場使用許可申請書

(第 37 号様式・71 ページ)

駐車場を使用する場合は「共同施設駐車場使用許可申請書」により申請してください。

なお、家賃の滞納がありますと許可できませんので注意してください。

■ 自動車の保管場所使用承認申請書

(別記第 1 号様式・69,70 ページ)

駐車場の使用許可後（駐車場が有料化されていない団地については駐車場の使用許可は必要ありません）自動車を変更する場合に車庫証明の必要な方は、現在所有している自動車の廃車、下取り、譲渡等必要な書類を添付し、自治会長及び管理人の確認印を受けた後、「自動車の保管場所使用承認申請書」を高知県住宅供給公社へ提出してください。

なお、家賃の滞納がありますと車庫証明を発行しませんので、十分注意してください。

■ 県営住宅住替承認申請書

(別記様式第 1 号・72 ページ)

加齢、病気等によって身体の機能上の制限を受け、日常生活に支障をきたすようになった場合、また、同居者の人数に増減があったことや世帯構成及び心身の現在の状況からみて住宅の規模、設備等との関係から不適當な居住状態にある場合などには、一定の条件を満たしていれば同一団地内の他の住宅へ移れる場合があります。

なお、この申請が承認された場合でも、実際に住替できるまでには相応の期間が必要です。

また、誓約書を改めて提出していただくなど必要な手続きが終了するまで住替することはできません。

詳しくは高知県住宅供給公社に相談してください。

■ 緊急連絡先変更届出書

(第 4 号様式・73 ページ)

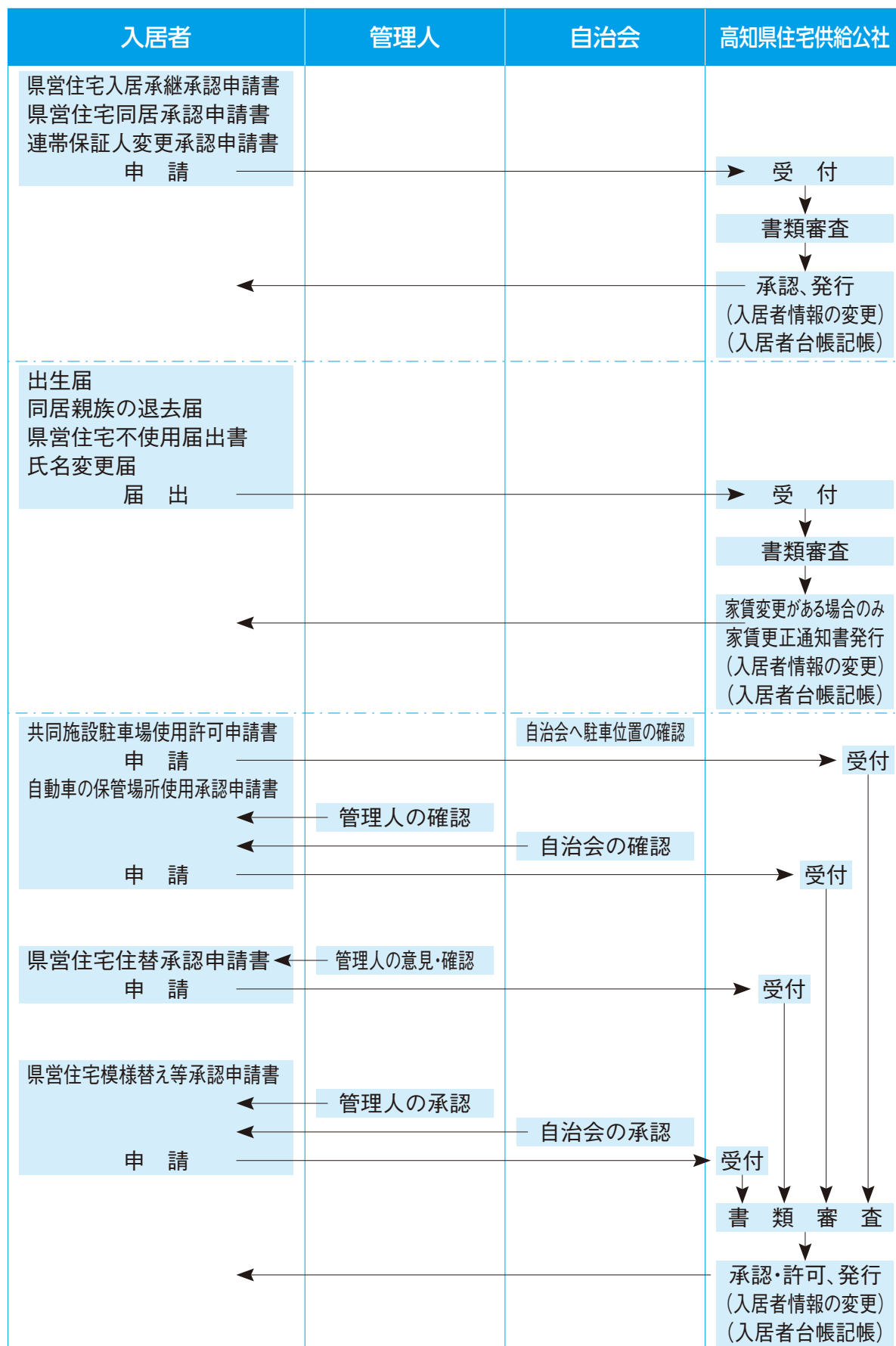
誓約書において緊急連絡先として届け出た方を変更したいときまたは、当該者の住所、氏名若しくは電話番号に変更があったときは、すみやかに届出書を提出してください。

■ 氏名変更届

(別記第 13 号様式・74 ページ)

入居者や同居者の方が入居後、結婚または離婚などにより、氏名が変わった場合には必ず提出してください。

■ 各種手続フロー（※主な手続の流れです）



6 退去にあたって

県営住宅を退去するときは、必ず退去予定日の10日前までに、高知県住宅供給公社に連絡し、次の指示を受けてください。

1. 退去検査日時を決める。
2. 自分が設置した物(エアコン等)は退去検査の当日までに撤去処分し、また、室内などの掃除をしておく。
3. 管理人に退去することを伝え、県営住宅明渡し届出書(第30号様式)と債権者登録(変更)申請書の用紙をもらって必要事項を記入し郵送もしくは持参する。(提出先は高知県住宅供給公社です。)

■ 修繕費の負担

県営住宅は、これまであなたにお貸ししてきたものです。退去の際には入居の長短にかかわらず、畳の表替、ふすま(戸ぶすまの紙貼面を含む)・障子の張替え、破損したガラスの取替え及びクーラースリーブのキャップを設置していただきます。

その他、入居者の故意又は重過失により汚破損したものは、入居者の費用負担により修繕をしていただきます。

■ 自治会費、共益費の精算

自治会費、共益費の精算は、退去者自身が必ず退去日までに済ませてください。

■ 電気・ガス・水道などの清算

電気・ガス・水道などの公共料金の精算は、退去者自身が必ず退去日までに済ませてください。

■ 住宅の検査

退去される住宅へ高知県住宅供給公社の職員が伺いますので、必ず取り決めた日時に立会い、検査を受けてください。(持参物)

1. 認め印
2. 鍵(入居時に渡したカギ及び合カギ全部)

■ 退去するときの家賃と敷金

退去月の家賃は、退去検査合格日(住宅返還日)までの日割り家賃です。

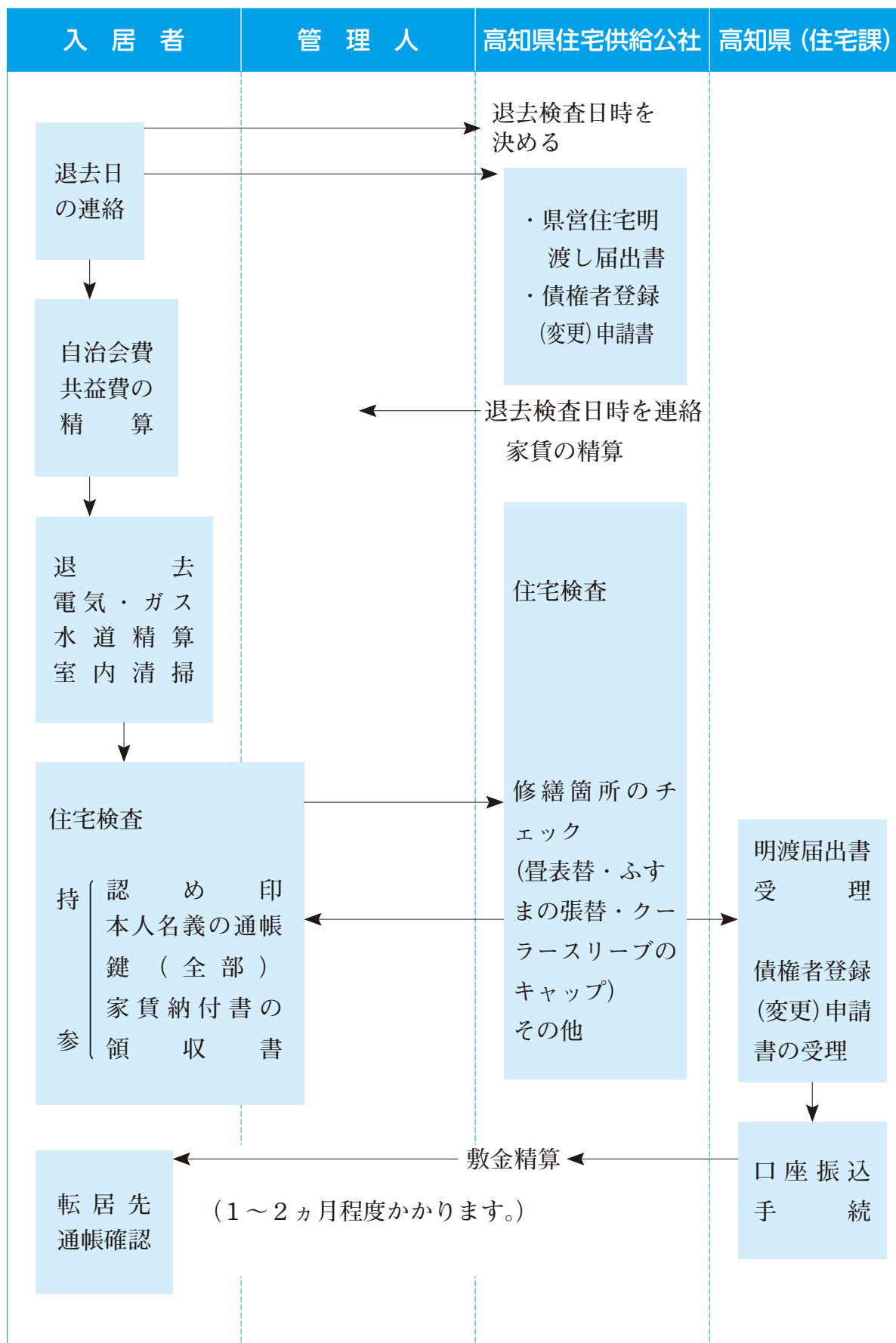
家賃等の納付を口座振替にしていた方は、退去月の引き落としが月末にされますので、残高に注意して下さい。

敷金は全額返還します。ただし、未納家賃や入居者負担に係る修繕費用等がある場合は、県の判断によりその額を差し引きます。

敷金の返還は、口座振込みで行います。

なお、敷金の返還は事務の都合上1～2ヵ月程度かかりますので、それまでの間、口座を解約しないでください。

■ 退去手続フロー



7 修繕

県営住宅は県民の貴重な財産ですから、入居者の皆さんは十分注意を払って、正常な状態に維持していただく義務があります。

したがって、入居者の不注意で住宅や共同施設を損傷したような場合は、その修繕費は、入居者の負担となります。また、通常の使用（経年変化）に比べて損傷が特にひどい場合は、入居者に使用上の問題があったとして、入居者負担となります。

なお、県、公社の行う改修、改善工事の際には、入居者の皆さんのご協力が必要となりますので、よろしくお願いします。

■ 計画修繕とは

県では、既設の住宅の維持に必要な修繕計画を立て、逐次実施しています。

計画修繕の内容としては、外壁・天井改善、外部鉄部塗装、屋上防水、外壁塗装などがあります。

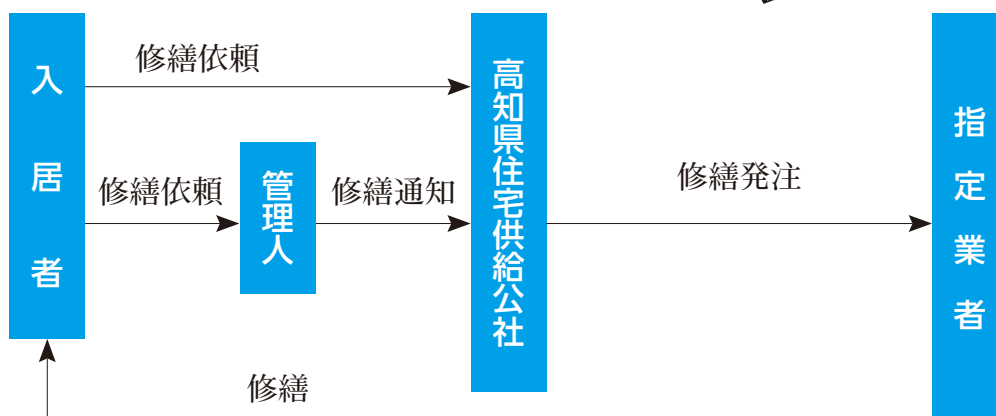
■ 一般修繕とは

計画修繕以外の小修繕で、修繕箇所（内容）により高知県住宅供給公社が修繕する場合と、入居者の皆さんに修繕していただく場合があります。

たとえば、畳の表替え、ふすまの張替えなどは入居者の負担となります。

詳しくは、次のページの負担区分をご覧ください。

なお、高知県住宅供給公社の負担にかかる日常の修繕業務は次のとおりとなっています、各団地におられる管理人又は本人が直接高知県住宅供給公社へ修繕を依頼してください。



県営住宅修繕費用負担区分表

県営住宅の修繕費用の負担区分については、下記のとおり定めています。故障等が発生し修繕を行う場合は参考にしてください。

なお、修繕区分が不明なときは、高知県住宅供給公社に連絡してください。建物及び付帯施設は、入居者の皆さんの日常の清掃や小修繕により、故障箇所が大変少なくなります。そのためには、入居者の皆さんが日ごろから整備に心掛ける必要があります。

区 分	修 繕 内 容	負担区分		備 考
		公社	入居者	
1 建物主体	建物の基礎・土台・柱・梁・壁・屋根の修繕	○		
	外壁吹付塗装・剥離の修繕	○		
	外壁・屋根からの雨漏りの修繕	○		
	屋根の塗装	○		
	雨樋の修繕・取替え	○		
	屋上マンホールの修繕	○		
	避難施設の（隔壁・はしご）修繕	○		
	バルコニーの防水	○		

区 分	修 繕 内 容	負担区分		備 考
		公社	入居者	
2 屋内部分 (建築)	床板・根太の修繕	○		
	室内の塗装（壁・天井・他）		○	
	壁紙の補修・張替		○	
	畳の表替え		○	畳床は公社
	襖・障子の張替え		○	
	建物内部の建具の修繕	○		
	玄関鍵の修繕・取替		○	
	玄関扉・外部建具の修繕	○		
	建具建付調整	○		
	ガラスの取替	○	○	熱割は公社
	カーテンレールの修繕・取替	○		県設置のもの
	手摺(窓・ベランダ・階段)の修繕	○		
	浴室敷居の修繕・取替	○		
	浴室防水の修繕	○		

区 分	修 繕 内 容	負担区分		備 考
		公社	入居者	
	下駄箱の修繕・取替	○		県設置のもの
	室内札の修繕	○		
	ベンチレーターの修繕・取替	○		
	網戸の張替え		○	
	便槽の修繕・取替	○		
	物干し金物の修繕・取替	○		
3 給水施設	受水槽設備全般の修繕	○		
	高架水槽設備全般の修繕	○		
	消火栓設備全般の修繕	○		
	給水配管の修繕	○		
	保温設備の修繕	○		
	量水器の取替	○		県設置のもの
	給水管の水漏れ	○		
	凍結による修繕	○		

区 分	修 繕 内 容	負担区分		備 考
		公社	入居者	
	足洗い場の修繕	○		水道料は入居者
	受水槽・高架タンクの清掃	○		
	受水槽・高架タンクの水質検査	○		
	揚水ポンプの点検・注油	○		
	受水槽・高架タンクの電気使用料		○	自治会(入居者)
4 排水施設	排水処理施設全般の修繕	○		清掃・維持管理は入居者
	排水管の修繕	○		
	排水管のつまりの修繕		○	
	汚水管の修繕	○		
	汚水管のつまりの修繕		○	
	屋外排水管のつまりの修繕	○		建物からの最初の枳以降
	排水枳の蓋の取替	○		
	浄化槽の点検・汲取り		○	自治会(入居者)
	浄化槽の法定検査	○		

区 分	修 繕 内 容	負担区分		備 考
		公社	入居者	
	浄化槽の薬液費		○	自治会(入居者)
	浄化槽の電気使用料		○	自治会(入居者)
5 屋内設備 器具	水栓パッキンの取替		○	混合水栓は公社
	水栓の修繕・取替	○		
	流し台・ガス台の修繕	○		
	吊り戸棚の修繕	○		
	トイレ便器の修繕・取替	○		詰まりは入居者
	便座・ちょうつがいの修繕	○		
	ロータンクの修繕・取替	○		
	手洗い器の修繕・取替	○		詰まりは入居者
	トイレトペーパーホルダーの修繕・取替	○		
	洗面器の修繕・取替	○		詰まりは入居者
	化粧鏡の修繕・取替	○		
	防水パンの修繕	○		詰まりは入居者

区 分	修 繕 内 容	負担区分		備 考
		公社	入居者	
6 電気施設	幹線・室内配線の修繕・取替	○		
	各戸分電盤の修繕・取替	○		
	照明器具の修繕・取替	○		県設置のもの
	電球・蛍光灯の取替		○	グローランプ も含む
	スイッチ・コンセントの修繕	○		
	換気扇の修繕・取替		○	台所設置のみ (ただし、レンジ フードは除く)
	玄関チャイムの修繕	○		
	非常ベルの点検・修繕	○		
	階段灯の修繕	○		電気料及び球の取替は 自治会(入居者)
	T V アンテナ取付金具	○		
	T V 共聴の点検・修繕	○		
	外灯（防犯灯）の修繕	○		電気料及び球の取替は 自治会(入居者)
	外灯笠・スイッチの取替	○		

区 分	修 繕 内 容	負担区分		備 考
		公社	入居者	
7 ガス施設	配管の修繕・取替	○		定期点検は供給業者
	ガス栓の修繕・取替	○		県設置のもの
	接続ゴムホースの取替		○	
	湯沸かし器の設置・復旧		○	入居者設置のもの
	ガス警報器の設置・復旧		○	安全管理
	浴槽・バランス釜の修繕・取替	○		安全点検・乾電池取替は入居者
	給湯器の修繕・取替	○		県設置のもの
8 共同施設 ・外構等	団地内道路・土留の維持修繕	○		
	境界フェンスの修繕	○		
	縁石・車止めの修繕	○		県設置のもの
	樹木のせん定・消毒		○	高さ 3 m 以上は公社
	空き地の清掃・除草		○	
	排水側溝の維持修繕	○		清掃は入居者
	公園遊具の塗装・修繕	○		

区 分	修 繕 内 容	負担区分		備 考
		公社	入居者	
	公園砂の補給		○	自治会(入居者)
	自転車置場の修繕	○		清掃は入居者
	屋外物置の修繕	○		
	団地内掲示板の修繕	○		県設置のもの
	ゴミ集積所の修繕	○		清掃は入居者
	集合郵便受の修繕	○		鍵は入居者
	階段フローア表示板の修繕	○		
	階段室内点検口	○		
	階段室掲示板	○		県設置のもの
	集中ガスボンベ置場	○		県設置のもの
	害虫駆除		○	ハチの巣の 撤去は公社

- (注) 1. その他、入居者の責において故意・過失または通常の維持管理不良によって生じた修繕は、入居者の費用負担となります。
2. 軽微な補修および応急処置が可能なものの修繕は、入居者が行う。
3. 家具転倒防止を目的に、ねじ止め器具で壁等に穴を開けた場合、原形に戻す必要はありません。

■ 夜間、休日の緊急修繕体制

土・日・祝日及び夜間などで緊急を要する修繕等の必要が生じた場合には、次のとおりの取り扱いとなっています。

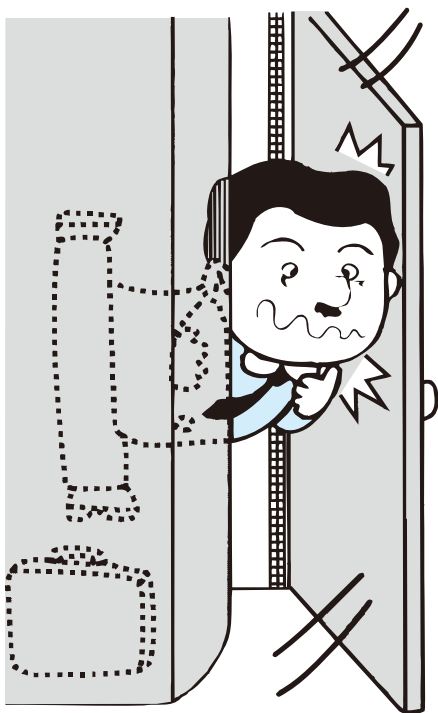
- 緊急時の修繕連絡先…各年度毎に通知した「修繕連絡先について（お知らせ）」を参照してください。
- 緊急時に業者に連絡がつかない場合等の連絡先…088-831-5567（電話取次業者）公社職員に連絡がつきます。
- 上記については、特に緊急を要する修繕に限って利用するようにお願いいたします。
- 指定業者等に変更があった場合には、早急にお知らせします。



第 2 編 住宅の住まい方

1 玄関

- ・風の強いときにドアが風圧で急に閉まることがありますので注意してください。
- ・ドアを開けたままにしておきますと、ドアクローザーの故障の原因になりますので、ドアの下に木切れなどをはさまないでください。



- ・ドアのカギには余分がありませんので、紛失しないように気をつけてください。
- ・もし、必要ならスペアキーを作ってください。
- ・玄関土間は防水していませんので、打水などをしないでください。
- ・できるだけ玄関に表札を出すようにしてください。

- ・中高層住宅では、1階に設置している郵便受けにも正しく名前の表示をお願いします。

2 ベランダ

- ・ベランダ付近で落下のおそれのあるところには、植木鉢など物を置かないでください。
 - ・ベランダに箱などの物を置きますと、子供が踏み台にして転落事故のもとになります。
 - ・ベランダの床は完全防水ではありませんので、多量の水は流さないでください。また、排水口はときどき掃除してください。
 - ・洗濯物を手摺にかけたり、つき出して干すことは、団地の美観をそこなうばかりでなく、階下の方に大変迷惑をかけますのでやめてください。
- 隣との境の間仕切り板や、上下階への避難口は、火災などの緊急時の避難通路になりますので、この付近には物を置かないでください。

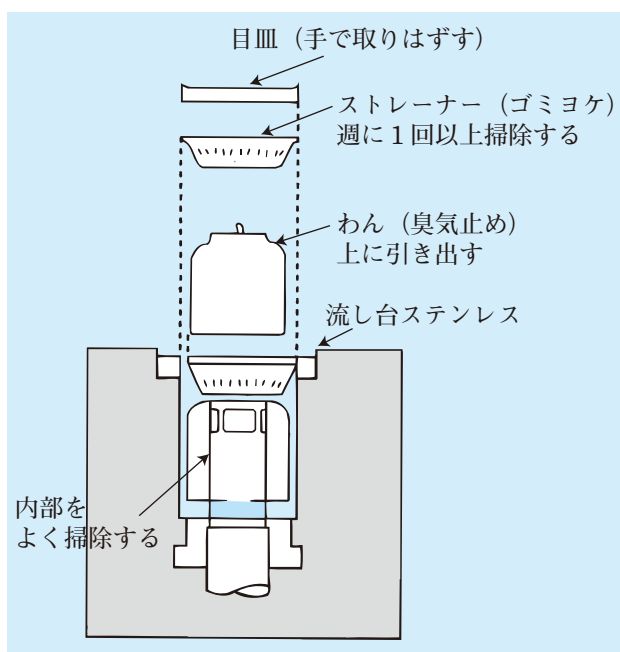
3 台所

■ ステンレス流し台

清潔で耐久力のある流し台ですが、掃除の時には金属製のたわしや、みがき砂などは傷がつきやすいので使用しないでください。

☆ 排水の注意 ☆

- ・流しの目皿のゴミは毎日取り除きましょう。目皿やわんなどを取り外して使用すると、ゴミと一緒に流れ込んで排水管がつまる原因になります。
- ・わんは、共用の排水管からの悪臭がはい上がるのを防ぐために設けてあります。使用済みの油類は流さないでください。排水管にこびりついて、つまる原因になりますし浄化槽の負担にもなります。



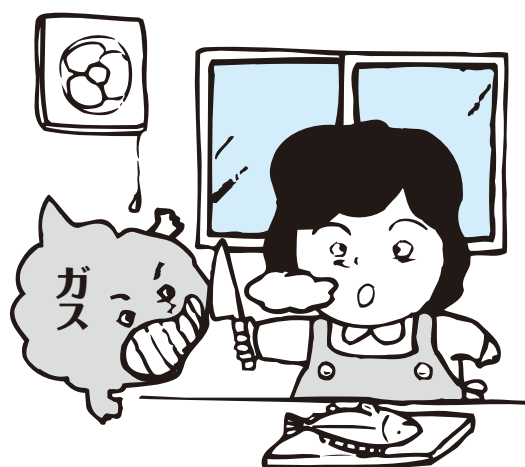
〔トラップ概略図〕

- ・排水管は、ゴミなどが付着し、つまることになりますので定期的に清掃するようにしてください。
- ・流し台の排水パイプにはビニール管を使用したものがありますので、熱湯を直接流さないでください。

■ 台所の換気

台所は熱気や煙がこもりやすいものです。換気扇、レンジフードなどを使用するか、または窓を開けて換気してください。熱気がこもると結露(34ページ参照)の原因にもなります。

時々、換気扇・レンジフードなどの清掃を行ってください。



4 浴室

- ・屋内で防水されているところは浴室だけです。浴室以外（洗面所など）では水をこぼさないように特に注意してください。また、防水パン使用の浴室は、床と壁の間にコーキング材を充てんし、防水をしていますが、デリケートなものですので、いねいにお使いいただくとともに、点検を怠らないようにしてください。
- ・洗濯機の排水を浴室内へ排水する場合は、洗面所などに水をこぼさないよう特に注意してください。
- ・排水目皿がつまると水があふれ、階下へ漏水することになりますので、日ごろからよく掃除してください。

不注意による漏水で被害を与えた場合は、損害賠償の義務が生じます。

- ・浴室は湿気の発生場所ですので、換気が不十分ですと、壁や天井についた水滴からカビが発生したり浴室建具が腐食します。使用するときはもちろんですが、使用しないときも換気には十分気をつけてください。

5 浴槽、バランス釜

浴室の浴槽及びバランス釜は県が設置した物です。

退去後も次の入居者が気持ち良く使用できるよう、日ごろから手入れを心掛け、清潔に使用してください。

バランス釜は、ガスを使用しますので、換気や火気に気を付けて、使用に際しては説明書をよく読んでいねいに使用してください。

故障の時は、早急に高知県住宅供給公社かガス供給業者に連絡して修繕し、ガス漏れ事故のないよう注意してください。

6 便所

■ 水洗便所使用のとき

水に溶けにくい紙などを使用しますと、汚水管をつまらせる原因になったり、汚水処理施設の機能の障害になりますので必ずトイレットペーパーをお使いください。

■ ロータンクとフラッシュバルブ

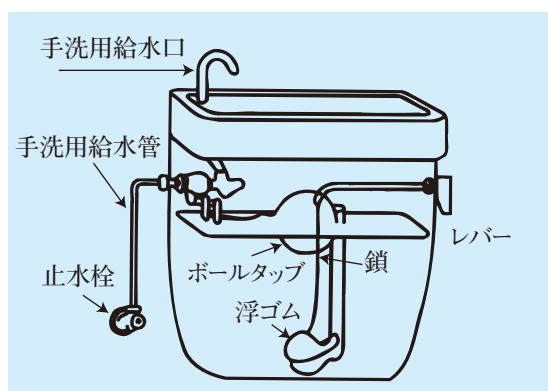
・ ロータンク方式

タンクに水をためておき、レバーを操作して放水します。浮きゴムにゴミがつかえると、水が止まらなくなりま

すので、この場合は止水栓を止めてフタを開け、ゴミなどを除去してください。

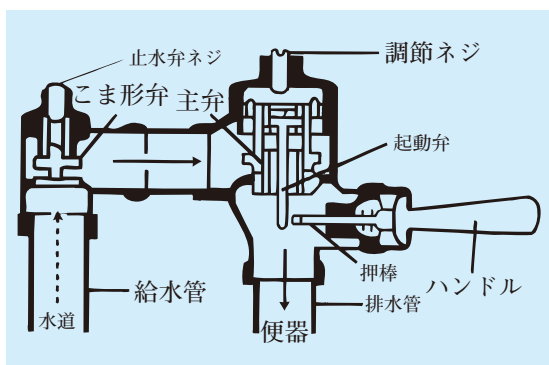
なお、水が止まらない場合は、レバー位置やタンクの中の鎖がねじれていないか確認してください。

それでも止まらない場合は、止水栓を閉じて高知県住宅供給公社へ連絡してください。



・フラッシュバルブ方式

ハンドルを押すと、約 10 秒間水が出て洗浄します。水が止まらない場合は、止水弁のネジを右に回すと、弁が閉じて水が止まります。また、ハンドルを押した際、大きな音がするときは、器具やパッキンなどの故障ですから、高知県住宅供給公社へ連絡してください。



※いずれの方式の場合でも、給排水管などに結露する場合があります。

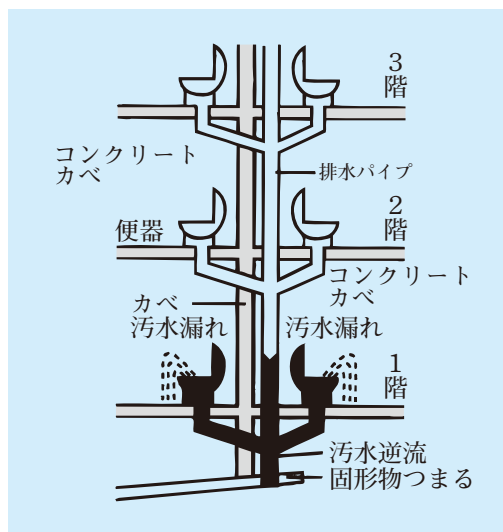
これは腐食の原因にもなりますので、ふき取るようにしてください。

■ 便所の掃除

- ・ 便所の床は防水していませんので水を流さないでください。
- ・ 便器・手洗器の掃除は、中性洗剤を使って洗ってください。
- ・ 掃除のために塩酸などの薬品を使うと、浄化槽がいたみますので使用しないでください。

排水管のつまり

便器に水に溶けにくいものを流すと、その住宅の便所には影響がなくても、他の住宅の便所へ汚物が逆流することがありますので十分気をつけてください。



7 結露

室内の空気中の水蒸気が、冷たい壁や天井などに水滴となって付着することを結露といいます。結露をそのままにしておくと、壁、天井にカビが発生し、家具、畳などが腐りやすくなります。

この原因としては、①日本の気候が高温多湿であること。②コンクリートの住居は気密性が高く自然換気が非常に少ないこと。③冬季には特に暖房により室内に多量の水蒸気が発生しているうえに外壁が外気で冷やされること、などがあげられます。

結露を防ぐためには、換気と暖房に注意することが大切です。特に次のことに注意してください。

- ・ 室内の換気を十分にして、湿気を少なくするように心掛けてください。
- ・ 換気用の小窓や換気口は、いつも十分に開けておいてください。
- ・ 天気の良い日には、室内外の建具を開放して換気をはかってください。
- ・ 家具類は、壁から少し離して置いてください。
- ・ 押入れは、昼間できるだけ開け放しておいてください。
- ・ 押入れに寝具類を入れるときは、まわりの壁、床に新聞紙、ダンボールなどを敷き、その上に「スノコ」を置いて、まわりの壁からできるだけ離して入れてください。



- ・ ガスストーブや石油ストーブを過剰に使用すると、多量の水蒸気が発生し結露の原因となりますので注意してください。
- ・ 壁がぬれてきた場合は、乾いたタオルなどでふいてください。そのままですと壁の汚れやカビ発生の原因になります。
- ・ カビが発生した場合は、その部分の通風をよくして乾燥させ、ブラシなどでていねいに取り除いてください。

8 ダニなどの室内害虫

初夏から秋にかけて、ダニなどの害虫が発生しやすいので、日ごろから室内を清潔にし、こまめに掃除をしましょう。

また、発生した場合、各住宅単位での駆除ではあまり効果がないので、棟単位、団地単位で駆除するようにしてください。

なお、ダニなどの室内害虫の駆除は、入居者負担となっていますので、くれぐれも予防に心がけてください。

- ・ 室内の通気に注意し、常に湿度を低くするようにしてください。
- ・ 畳上のカーペットなどの敷物は、ダニなどの発生原因になりやすいので、掃除をこまめに行い、ときどき畳やカーペットを干してください。



9 電気

■ 安全ブレーカー

安全に電気を使用できるよう各戸に安全ブレーカーが設置されています。電気器具などに故障があったり、一定の使用量以上になるとつまみが自動的に下がって電気が切れます。この場合は故障の箇所をなおすか、使用器具の数を減らすかして、つまみを上げて使用してください。

■ 電気器具の使用

電気器具は直接コンセントから使用してください。タコ足配線は火災のもとになり、危険ですのでやめてください。

下表の家庭用電気器具の必要電力（参考値）を目安として、各ブレーカーの安全限度内で電気器具を使用してください。

◆ 家庭用電気器具の必要電力

換気扇	200 ^{m/m}	50 (WH)	電気釜	600 (WH)	ウインドファン	200 (WH)
	150 ^{m/m}	35 (WH)	ジャー	80 (WH)	テレビ	60 (WH)
電灯	白熱	蛍光灯	冷蔵庫	300 (WH)	ラジオ	微少
便所	40 (WH)		電子レンジ	1,000 (WH)	ステレオ	80 (WH)
浴室	40 (WH)	10 (WH)	クーラー	1,000 (WH)	アイロン	400 (WH)
洗面	40 (WH)	10 (WH)	扇風機	60 (WH)	掃除機	600 (WH)
玄関	40 (WH)	10 (WH)	コタツ	600 (WH)	時計	微少
和室		60 (WH)				

なお、必要電力については、製造メーカーおよび機種によっても異なりますので、メーカーのカタログなどを参考にしてください。また、表に記載のない器具についてもメーカーのカタログなどを参照してください。

■ テレビアンテナの接続

屋上の共視聴アンテナから、各室内またはベランダのテレビ用端子まで配線してありますので、端子とテレビをフィーダー線または同軸ケーブルで接続してください。

■ エアコン（ウインドーエアコンを含む）の設置

住宅内にエアコンを設置する場合、クーラースリーブ（クーラーの専用穴）がある住宅についてはこれを使用してください。



また、クーラースリーブのない部屋（住宅を含む）については壁に穴をあけるような設置は禁止していますので窓掛式等の機種にしてください。

なお、室外機の設置場所については、取付金物がある団地は床に置かないように設置し、その他、ヒサシ上部への室外機設置は管理上問題があるので禁止しています。

☆ 工事をする時の注意 ☆

器具の設置のために設備工事をする場合は、住宅に損傷を与えないようにしてください。住宅には見かけ上、木材のように見えるプラスチック製電気配線用カバーがあります。事故の原因になりますから、釘などは絶対に打たないでください。

10 ガス

■ ガスの使用

- ・地域によって供給されるガスの種類が異なります。確認のうえ使用熱量

に合った器具を使用してください。

- ・ガスが完全に燃焼するには多量の空気が必要です。部屋の換気をよくし、バーナーの空気口の調整をすることが大切です。不完全燃焼のガスは臭気もなく有害な一酸化炭素が含まれています。十分注意してください。
- ・揚げ物の途中、ガスを点火したままそばを離れないでください。鍋の中の油の温度は意外に早く高温になり引火しやすく、火災の多くの原因となっています。

■ ガス中毒防止の6つのポイント

- 1 ガス器具、ゴム管は、ガス会社の検査済の優良品が安心です。
- 2 ゴム管は固く十分に差し込んでください。
- 3 差込み口のゆるくなったゴム管は切り詰め、古いゴム管は新しいゴム管に取り替えて両端を安全バンドでしっかり止めてください。
- 4 小さい部屋は換気に十分注意して下さい。
- 5 コンロなどはときどき手入れしてバーナーホールをよく掃除してください。
- 6 利用しないときは、器具栓、元栓の順に確実に閉めてください。

☆ **ガス漏れに気づいたときには** ☆

ガス臭い、ガスが漏れているのではないかと気付いたときは、

- ① まずガスの元栓を閉める。
- ② 次にドアや窓を全開して、早くガスを室外へ追い出す。
- ③ 火気はもちろん禁物ですが、電気スイッチ（換気扇や照明器具など）にもさわらない。

④ 十分に換気ができたことを確認する。

⑤ ガス会社に連絡をして点検を受けてください。ガス爆発は大変な惨事となることをいつも考えて行動してください。

※ガス漏れ事故を未然に防止するため、ガス漏れ警報器をつけることをおすすめします。



11 水道

■ 水道の元栓

水道の元栓（位置を確認しておきましょう）を右に回して締めると、あなたの住戸の全部の水が出なくなります。万一のときにご使用ください。

☆注意☆

メーターボックス内へは絶対に物を入れないでください。物が入っていると修繕や検針ができませんし、メーターの故障や水漏れの原因にもなり、他の方の迷惑になります。

■ 断水

断水は、停電、機械の故障、水道工事、または水の使用量が急激に増えた場合に起こります。

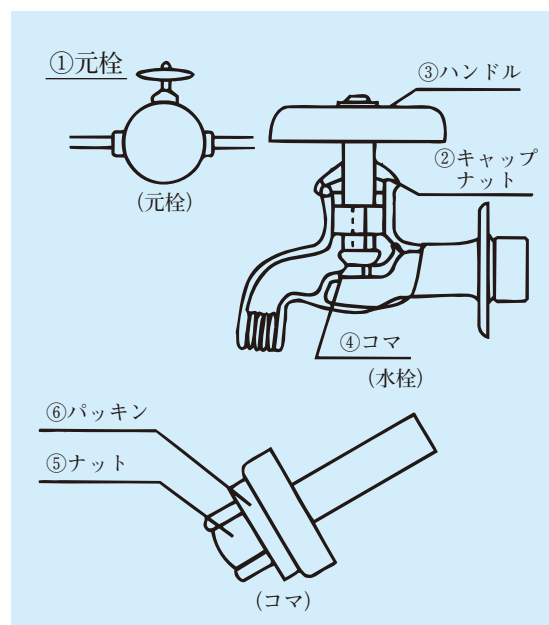
水道の使用中に断水した場合には、ただちに水栓を締めてください。もし、締め忘れたまま外出などしますと、通水が始まったときに水が出し放しとなり、あなたの部屋が水びたしになるだけでなく、階下にも漏水して大変な被害をおよぼします。

■ 水栓（蛇口）の使い方、パッキンの取替え方（混合栓を除く）

水を止めるときには水栓を静かに締めてください。強すぎますと故障の原因になります。パッキンの取替えは簡単にできますので、自分でされる事をおすすめします。（パッキンは市販されています。）

取替えは次の順序です。

- ① 水道の元栓を閉めて水を止める
- ② スパナーなどで水栓のキャップナットを左へ回してゆるめる。
- ③ 水栓のハンドルを左へいっぱい回して、キャップナットとともに取りはずす。
- ④ 中のコマを取り出す。



- ⑤ コマナットを左に回してゆるめる。
- ⑥ 新しいパッキンと取替える。

これで一応パッキンの取替えは終わりましたので、いまの逆の順序で組み立てて完了です。

パッキンの予備を二、三個用意しておくとお便利です。

☆注意☆

混合水栓のパッキン交換については高知県住宅供給公社へ連絡してください。

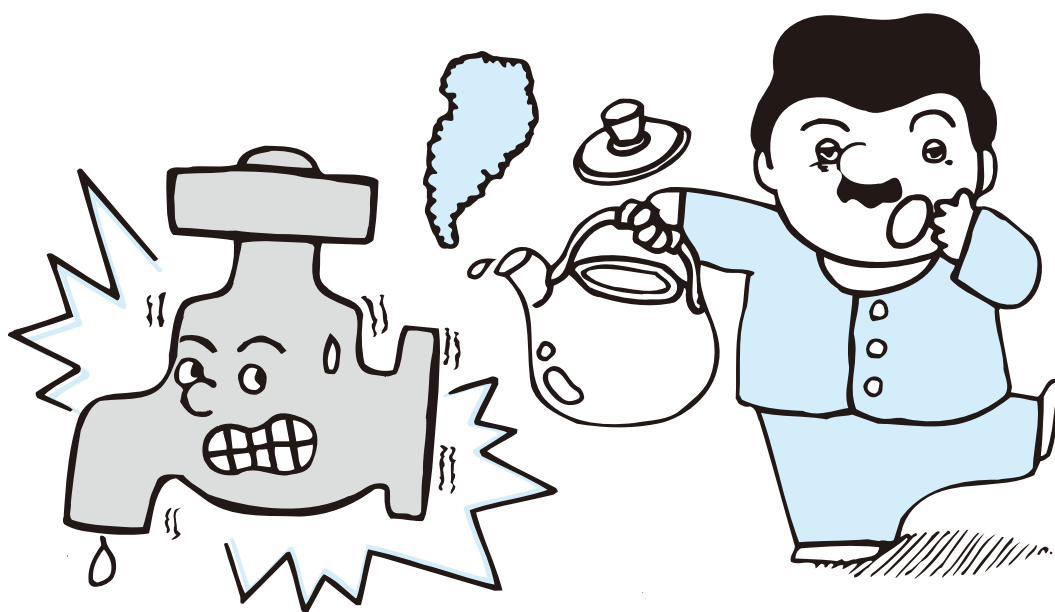
■ 冬期の給水管および器具の凍結防止

冬期には、水道管・水道メーターなどが凍結して破損することがあります。

これを防止するため、夜おやすみ前に浴室の水栓などで、浴槽内に1分間あたり牛乳ビン1本(200cc)程度の水を出し放しにしておいてください。

凍結して水が出ないときは

水が出ないからといってあわてて熱湯をかけると破裂の原因になりますのでやめてください。ぬるま湯で溶かすか、気温が上がれば自然に溶けるので、すぐに必要でないところは自然に溶けるのを待つのが安全な方法です。水が出だしたら、湯沸器などは異常のないことを確認してから使用してください。



第 3 編 共同施設

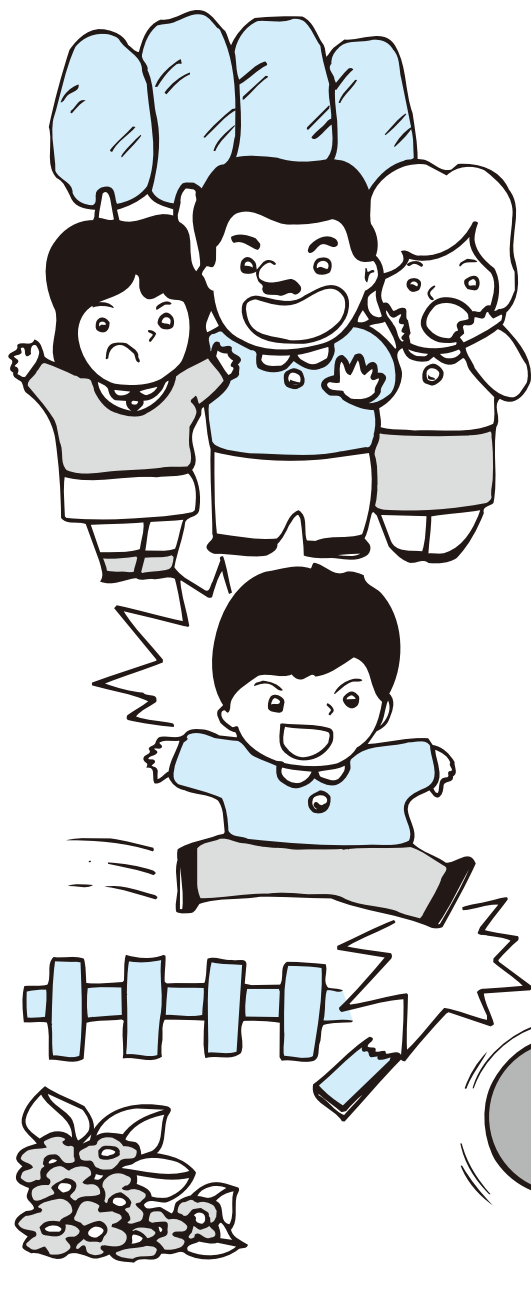
1 階段、廊下

階段・廊下はみなさんの共用の場所ですので、日ごろから清掃に努めてください。

また、物は一切置かないでください。

廊下型の建物の場合、手すりなどからの身の乗り出しは大変危険ですから絶対にしてはいけません。

また、建物内へ自転車、バイク等を乗り入れたり、使用したりすることは禁止しています。



2 団地の庭

団地の敷地は、みなさんで利用していただく共同の庭ですので大切に使うてください。

- ・子供の遊具、植木や芝生、さくなどをいためたり、こわしたりしないよう注意してください。
- ・雑草やゴミなどで見苦しくならないように清掃してください。
- ・遊具がいたんで危険な場合には、自治会を通じて高知県住宅供給公社へ連絡してください。

3 集会所

集会所は共同施設ですので、日ごろから清掃するなど大切に使ってください。窓ガラスを破損したり施設をいためたときには、自治会の責任において修繕してください。特に、火気の使用については十分注意してください。(47 ページ参照)

4 自動車駐車場

● 使用には許可が必要です

県営住宅では自動車の駐車は基本的に、一世帯につき1台までとなっています。2台目以降は民間駐車場を利用するなど、所有者の責任で管理してください。

駐車場の使用にあたっては、使用許可申請を行い、保証金納付後使用許可を受けて、家賃と一緒に駐車場使用料を支払っていただく必要があります。家賃の滞納等がありますと許可できませんので、注意してください。

● 許可の後、車や使用者に変更があった場合は

許可の後、使用車両を変更する場合は、変更後の車両の自動車検査証の写しを高知県住宅供給公社に提出してください。(車庫証明の取得が必要な場合は15 ページ参照)

また、許可を受けた使用者とは別の同居者が主に車を運転する場合は、そ

の方の運転免許証の写しを高知県住宅供給公社に提出してください。

● 駐車場の使用をやめる場合は

車を手放した等で駐車場の使用をやめる場合は、駐車場明渡し届出書と債権者登録申請書を高知県住宅供給公社に提出してください。後日、保証金は還付します。

● 駐車場管理にご協力ください

現在駐車場の管理運営につきまして、は自治会にお願いしていますので、ご協力をお願いいたします。

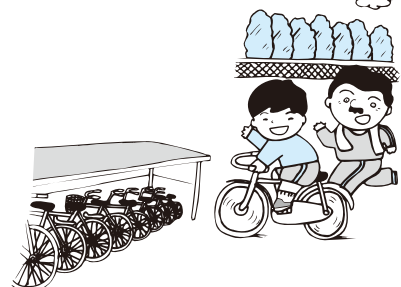
また、団地の改修工事の際等には一時的に駐車場所の移動をお願いする場合があります。事前に連絡いたしますので、ご了承ください。

5 自転車置場

自転車置場のスペースには限りがありますので、整理して利用してください。また、使用しない自転車などは置かないようにしてください。

6 屋上

屋上には原則として上がることはできません。危険防止のため施錠していますが、子供さんが絶対に上がらないように注意してください。



7 受水槽、高架水槽、浄化槽

受水槽や高架水槽は各住宅への給水のために必要な施設であり、浄化槽は汚水の処理に必要なものです。特に浄化槽の内部は深く危険ですので、マンホールは絶対に開けないでください。

また、断水した場合、受水槽外部のオーバーフロー管から水があふれている場合、受水槽、浄化槽の故障警報が鳴った場合や、警報回転灯が回っている場合など異常に気がついたときは、高知県住宅供給公社へ連絡してください。



8 排水施設

排水溝、排水枡または排水管などにゴミや土がたまると、流れにくくなり不衛生になります。定期的に共同で清掃および消毒をしてください。

9 ゴミの処理

ゴミの収集は市町村によって異なりますが、日時、搬出場所、搬出方法を守り、不衛生とならないように注意し、収集後はみんなで協力して清掃してください。(市町村によっては、専用のゴミ袋でないと収集しないところもあります。)

- ・水気の多いものは、水を十分に切ってビニール袋に入れて捨ててください。
- ・収集日以外にゴミを出さないでください。(犬、猫などによってゴミが散らばったり、悪臭の元となります。)



第 4 編 団地生活

1 自治会の結成

自治会は、入居者一人ひとりの参加による住み良い団地づくりを目的とする自主組織で、入居者相互の親睦、良好な環境づくり、防火・防犯活動など入居者のみなさんが団地生活を快適に過ごされるための重要な役割を果たしています。県営住宅に入居された方は全員が自治会に加入していただくことになっています。

また、団地や住宅の構造により多少異なりますが、共同施設の管理運営に必要な費用は共益費として、自治会の責任において徴収、支払いをしています。

☆注意☆

県営住宅などの集合住宅では、お住まいになるみなさんが使用する共同施設などが必要であり、設置されています。

共同施設などの管理運営は、使用する入居者のみなさんで責任をもって行っていただきます。

(共同施設などの管理運営経費は、県営住宅家賃には含まれていません。)

2 環境美化

自分たちの団地は自分たちの手で美しく、これは簡単なようでなかなかむずかしいものです。集合住宅においては、ともすれば共用部分は清掃が置き去りになったり、樹木なども手入れがされないまま放置されがちです。

定期的な清掃や樹木の手入れなど自治会でよく話し合って取り組んでください。



3 集会所の利用

集会所はみなさん方の福利厚生、文化教養などのための講習会その他の行事を行うための施設で、その管理運営は自治会で行っていただきます。豊かなコミュニケーションづくりの中心となる場所ですから効果的に利用してください。

4 共益費

県営住宅は集合住宅です。入居者のみなさんが協力し、共同で管理運営しなければならないことがたくさんあります。団地生活上必要な共同費用は、自治会で共益費として徴収し、支払いをしていただきます。

なお、一部の団地では共益費について高知県が家賃等と併せて徴収しています。

共益費には次のようなものがあります。

- ・電気料
防犯灯、階段灯、集会所の電灯、水道ポンプなどの電気代
- ・水道代
集会所・屋外水栓などの水道代
- ・共同施設などの修繕費
集会所のガラス破損や防犯灯の電球の取替えなど、入居者負担となっているものの費用
- ・清掃費
植木のせん定、浄化槽の清掃、排水溝の清掃、ゴミ処理費など団地環境を維持するための費用
- ・污水处理費
污水处理場のある団地では日常の維持管理を業者に委託する費用と運転に必要な電気料、水道料等



5 迷惑行為の禁止

県営住宅を住みよい団地にするためには、入居者一人ひとりがお互いの立場になって相手を尊重し、協力しあっていくことが大切です。自治会などでルールを決め、これを守り快適な生活を送ってください。

■ 騒音の防止

お隣りのテレビ、ステレオなどの大きな音や、上の階の子供が走り回る足音などはたいへんうるさく聞こえるものです。特に深夜・早朝の大きな話し声などはとても気になります。お互い迷惑をかけないように注意してください。

また、テレビやラジオの電波障害になるような無線の使用は隣近所の迷惑になるので、禁止しています。



■ 動物の飼育禁止

県営住宅は集合住宅です。

団地内で犬・猫・鳥などのペットを飼育することは禁止されています。



犬は玄関前を通る人の足音だけでも吠えることがあり、その鳴き声は大きな迷惑となります。また、猫はベランダ越しに歩きまわり、悪臭を漂わせたりすることがあります。飼っている方にはかわいい動物であっても、他の入居者の迷惑となりますので飼育することを禁止しています。

■ 落下物に注意



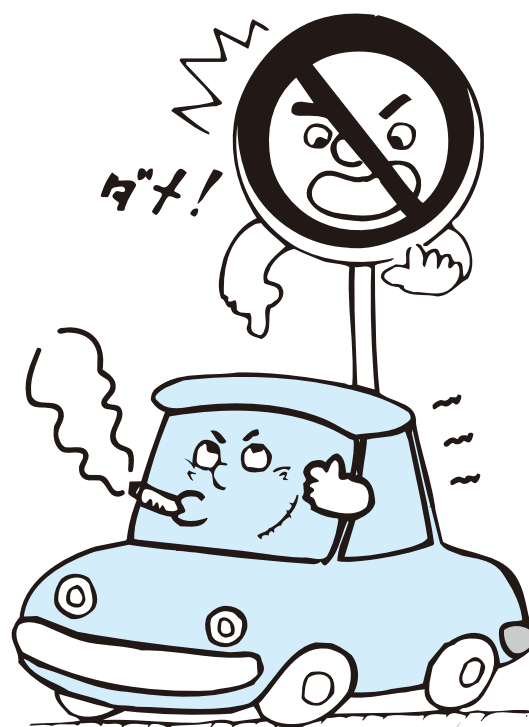
中高層住宅の窓やベランダから物を投げたり、ちょっとした不注意で植木鉢などを落したりすると思わぬ大事故につながりかねません。

手すりの近くには物を置かないでください。

特に、お子さんの行動には十分注意してください。

■ 団地内道路及び団地周辺道路上への駐車禁止

団地内道路及び団地周辺道路に駐車すると、火災等の緊急時の妨げになるほか、他の入居者及び近隣の迷惑となりますので絶対にしないでください。



6 入居中の注意事項

県営住宅は県民の貴重な財産です。お住まいの住宅はもちろんのこと、集会所などの共同施設を含め団地全体を大切に使ってください。

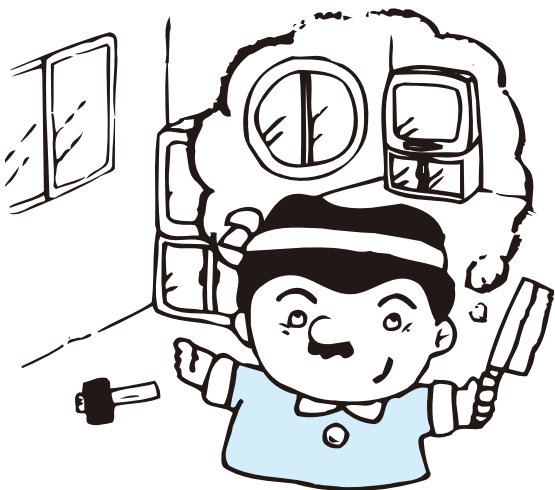
なお、次のことは禁止されていますので特に注意してください。

■ 譲渡、転貸の禁止

県営住宅を使用する権利を他人に貸したり譲渡することは禁止されています。

■ 増築、模様替、用途変更の制限

県営住宅を許可なく増築、模様替はできません。また、店舗、事務所などに用途変更することもできません。(14 ページ参照)



■ 無断同居の禁止

必要な届け出をせず、あるいは承認を受けずに他の人を同居させることはできません。必ず手続をしてください。(13 ページ参照)

7 住宅の明渡し請求

次のような場合には、強制的に住宅を明渡ししていただくことになります。

- ・ 入居手続の内容に虚偽のあったことがわかったとき
- ・ 正当な理由がなく 15 日以上住宅を使用しないとき
- ・ 不正な行為によって入居したとき
- ・ 家賃を 3 ヶ月以上滞納したとき
- ・ 住宅や共同施設を故意に損傷したとき
- ・ 住宅を使用する権利を他人に貸したり、譲渡したりしたとき
- ・ 無断で増改築や用途変更したとき
- ・ 管理上必要な指示に従わなかったとき（入居承継及び同居承認その他必要な届出をしないときなど）
- ・ 入居者（同居する者を含む。）が暴力団員であることが判明したとき
- ・ 持ち家を所有したとき
- ・ 障害者向け住宅に入居していたが、障害者が不在となったとき

第 5 編 防 災

1 火災の予防

火災は、入居者の一人ひとりが注意することにより防げます。

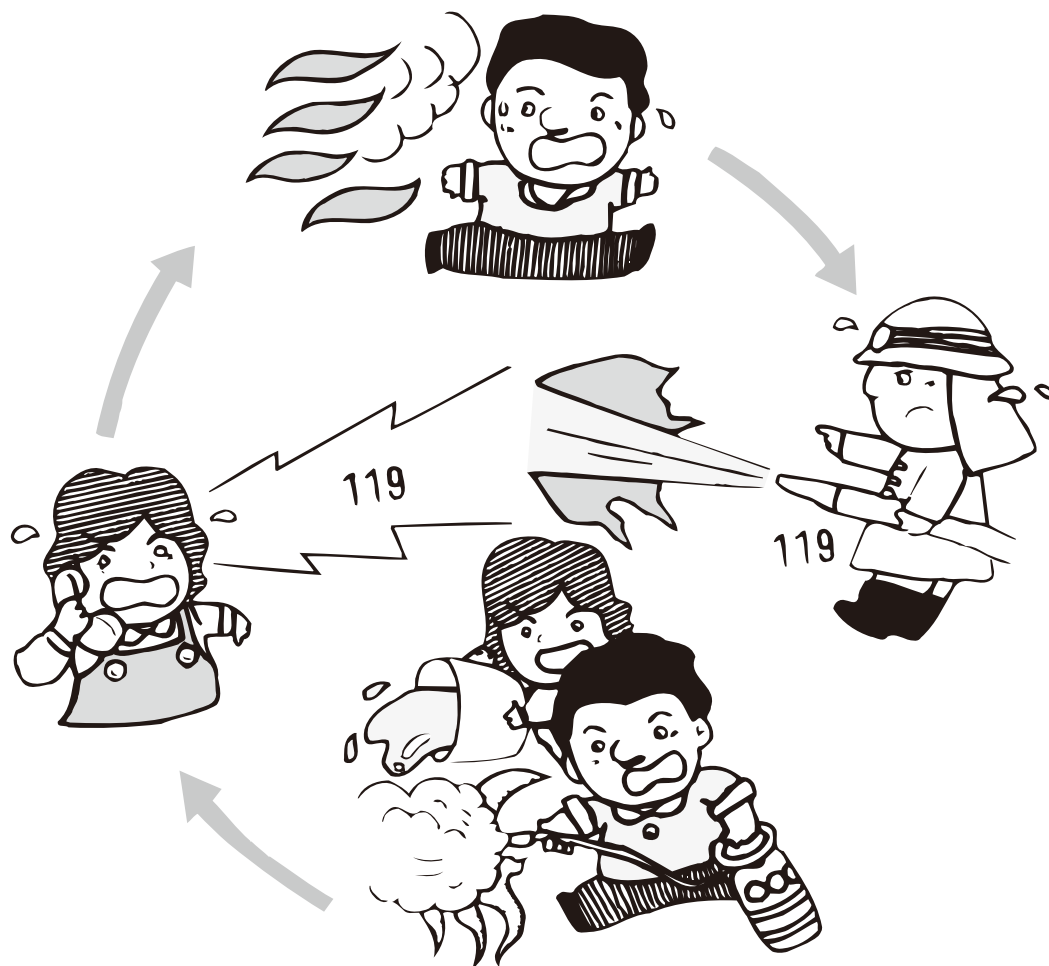
万一、出火した場合は、落ちついて初期消火に努めてください。

2 防火管理

自治会などで、初期消火、避難の方法などの訓練、指導を実施するときは、みなさんもこの訓練に積極的に参加してください。



3 火災発生時の手引き



■ 火災の発生

原因

- ・ 台所の火の不始末
- ・ 揚げ物油の異常加熱
- ・ 子供の火遊び
- ・ 寝たばこ
- ・ 石油ストーブの転倒
- ・ 漏電

- ・ 風呂の空だき
- ・ ヒーター・アイロンのつけっ放し
- ・ 地震
- ・ ガス漏れからの引火など

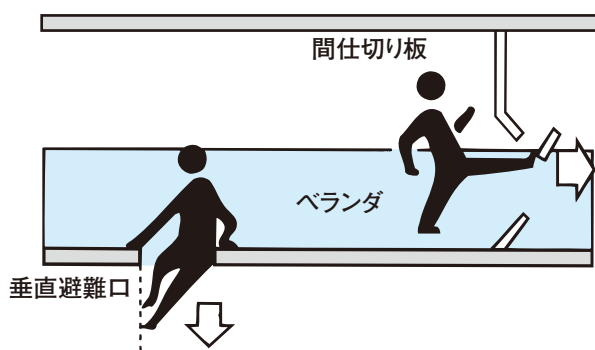
行動

- ・ 消火器などでの初期消火
- ・ 連絡(消防(119番) 家族・近隣住宅)
- ・ 避難
- ・ 一酸化炭素中毒の回避

■ 避難方法

- ・ 非常の場合に備え、各住宅には2方向避難経路が設けられています。日ごろから確認しておいてください。

ベランダ(バルコニー)からの避難方法



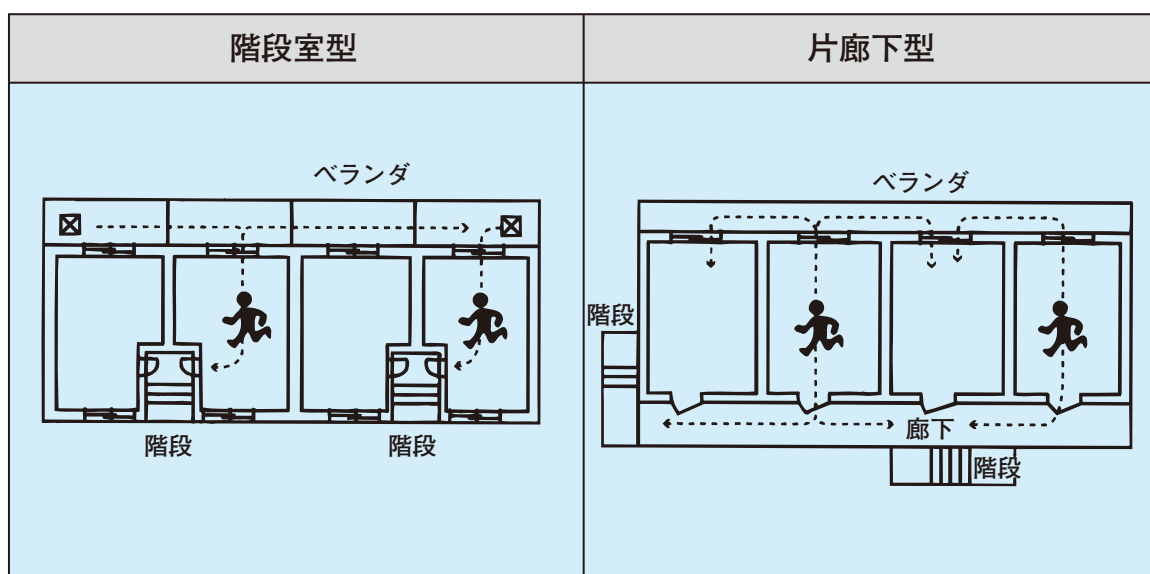
・ 間仕切り板

避難時には、突き破って隣の住宅へ行けます。避難路の確保のため間仕切り板付近に障害物（植物鉢や水槽等）は置かないでください。

・ 垂直避難口

避難時に、下の住宅へ移動するための経路です。使い方、開け方をよく確認しておいてください。

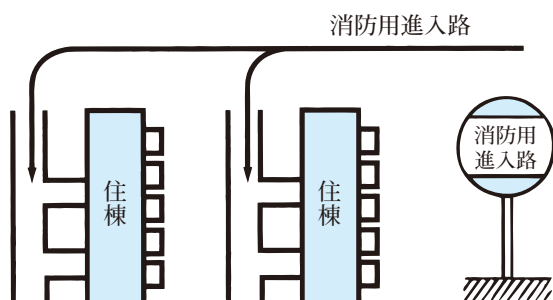
※ベランダは避難上重要なものですので当然、増改築は厳しく禁止されています。



■ 消火活動

消防用進入路

- ・ 団地内進入路は火災時に消防車が活動するための空地となりますので、車など、障害物を置かないでください。



防火水槽

- ・ 火災時における消火水貯蔵槽です。この上に障害物などを置くと消火の妨げになります。

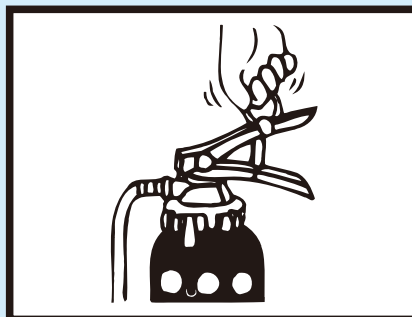


消火栓

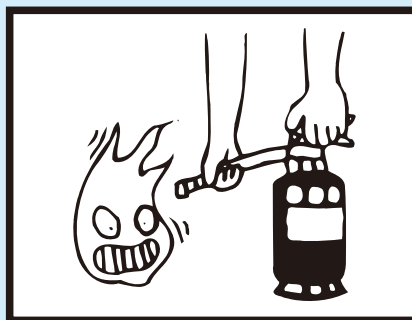
- ・ 屋外、屋内消火栓の位置、使い方は日ごろから、よく確認しておいてください。

〈消火器の使用方法〉

A B C 粉末消火器



(安全栓を引きぬく)



(ホースを火元に向ける)



(レバーを強くにぎる)

4 台風について

台風は、予報等で前もって予知することができます。台風の接近に備え、次のことに注意してください。

- (1)ベランダや住宅周辺の飛散しやすい物を整理する。
(物干し竿を床に置くなど)
- (2)ベランダ排水口の清掃をする。
- (3)サッシのクレセントをしっかり締める。
- (4)停電に備えて風呂の水は抜かない。

また、普段は何ともない箇所でも雨水が浸入することがあります。特に被害の状況が大きい場合には、高知県住宅供給公社へ連絡してください。

5 地震について

中高層住宅の場合、上階になるほど揺れ方は大きいものですが、あわてて廊下や階段に飛び出すとかえって危険です。

地震のときは、まず出口を確保し、火元を消し、ガスの元栓を閉め、ブレーカーを落として落ち着いて行動してください。

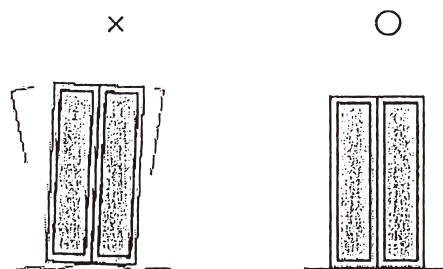
【日頃の備え】

- (1)家具などの転倒、落下を防止する。
 - (2)避難場所、避難方法について家族みんなで話し合う。
 - (3)非常持出品の準備を心掛ける。
(水、食料、薬、ラジオなど)
- また、地震の結果、設備等に故障が生じた場合は高知県住宅供給公社へ連絡してください。
- ※なお、家具類の転倒防止対策として、以下の方法を参考にして備えてください。

(1) 家具等の転倒防止対策

- ①じゅうたんや畳には背の高い家具は置かない。

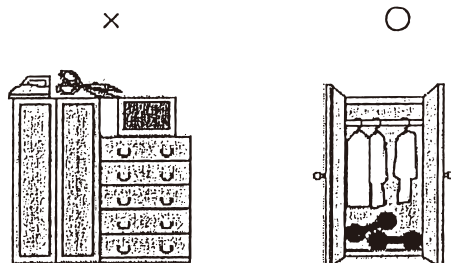
背の高い家具は、柔らかい床よりも硬い床の上に置くように。2階以上の場合には特に必要です。



じゅうたんや畳よりも板の間の方が安心

②下に重い物を、上に軽い物を収納する。

家具の上にはガラスとかアイロンのような危険な物や、テレビなどの重い物を置かないように。

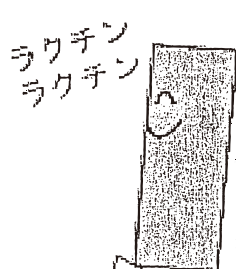


※壁に穴をあけられない場合

●後ろもたれ気味に置く。

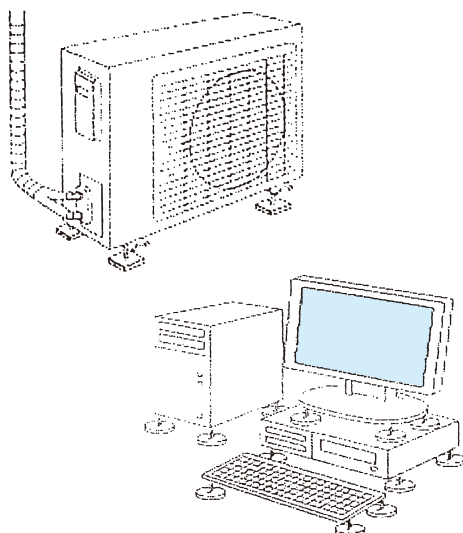
家具は少なくとも垂直に置いてください。下をわずかに前方に出して上を壁に付けて置くと安心です。

ドアストッパー型の固定金具を差し込む。→

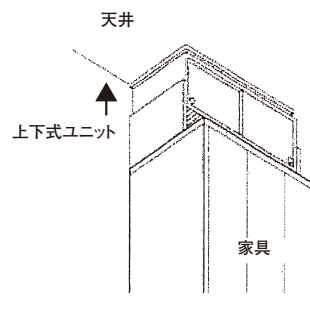


●粘着ゴム

粘着ゴム（家具や家電製品の転倒防止用）で固定する。

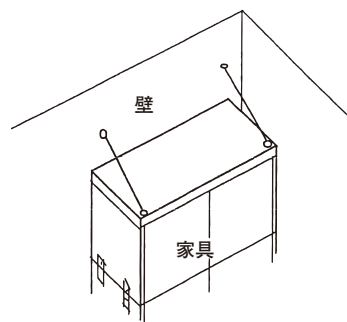


(2) 家具等の固定方法



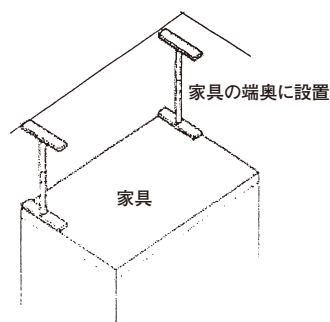
高さを調整しながら天井と家具を支える上置型すき間埋め収納ユニットを設置する。

※空の段ボール箱を利用しても効果があります。（中に物を入れないこと）



壁面にボルトがついている場合は、ベルトやチェーン又はL型金具などで止める。たるみがないようピンと張る。

積み重ね家具は上下を金物で連結する。



突っ張り棒タイプで固定する場合は、天井に家具を支えるだけの耐力がないと危険。また、しっかりした天井の場合

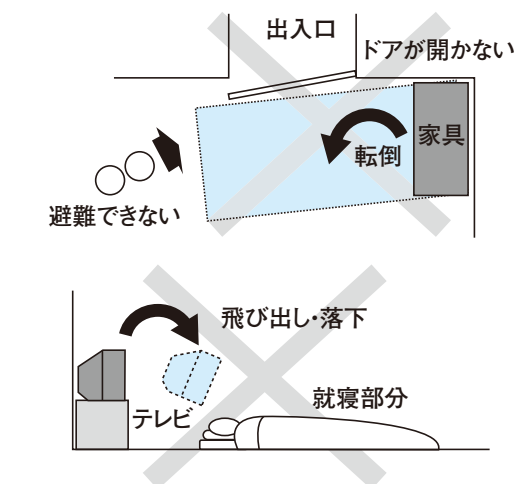
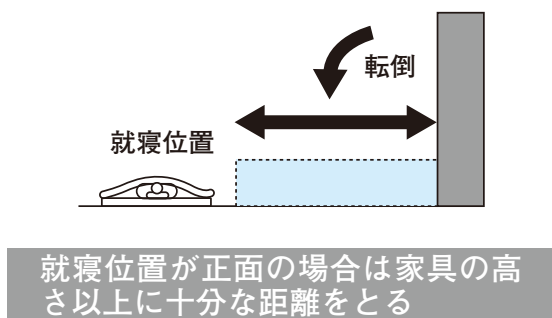
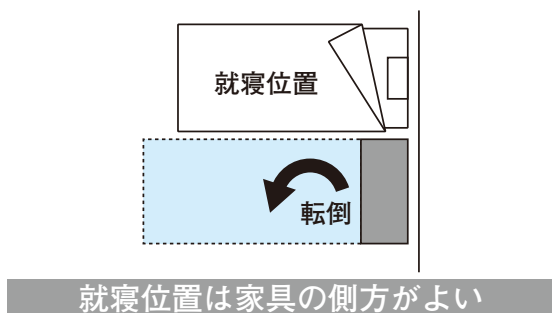
合でも、天井とのすき間が少なく奥行きのある家具でないと、大きな効果は期待できません。

＊この他にも家具の止め金具はホームセンターなどでいろいろな物を売っていますので、よく調べて部屋や家具にあった物を選んで使用しましょう。

(3) 家具の配置その他

①家具の配置に気を付けましょう

寝る部屋や出入り口付近に家具は置かないようにしましょう。



②家電製品、ピアノなどの固定

取扱い説明書、購入した店、メーカーに固定方法を問い合わせましょう。

(買い替えのポイント)

テレビやパソコンなど、家電製品の買い替え時には、軽い物を選びましょう。

③不要な物は捨てる。リサイクルに出す。

古着・古雑誌など、要らない物は処分しましょう。日ごろのすっきり生活が、揺れからの避難をスムーズにします。

④ガラスなどの飛散防止

■ガラスには飛散防止フィルムをはる。

・少なくとも、長くいる部屋（寝室、居間など）や裸でいるお風呂の窓には飛散防止フィルムをはりましょう。

■高価な品物は転倒防止材などが市販されているので、それで固定する。

■食器の飛び出しにも注意する。食器棚などの扉にはロック機能のついたものを選ぶ。

第 6 編 様 式

様 式

入居中の各種手続に必要な様式です。必要に応じて複写してお使いください。

1 入居にあたって必要な様式（5 ページを参照してください）

- 誓約書 (61、62 ページ)

2 入居中の各種手続に必要な様式（13 ページから 15 ページを参照してください）（駐車場については 43 ページも参照してください）

- 県営住宅入居承継承認申請書 (63 ページ)
- 県営住宅同居承認申請書 (64 ページ)
- 同居親族の退去届 (65 ページ)
- 出生届 (66 ページ)
- 県営住宅不使用届出書 (67 ページ)
- 県営住宅模様替え等承認申請書 (68 ページ)
- 自動車の保管場所使用承認申請書 (69 ページ)
- 廃車・下取・譲渡証明書 (70 ページ)
- 共同施設駐車場使用許可申請書 (71 ページ)
- 県営住宅住替承認申請書 (72 ページ)
- 緊急連絡先変更届出書 (73 ページ)
- 氏名変更届 (74 ページ)

3 住戸や駐車場の明渡しにあたって必要な様式（17 ページを参照してください）

- 県営住宅明渡し届出書 (75 ページ)
- 共同施設駐車場明渡し届出書 (76 ページ)
- 債権者登録（変更）申請書 (77 ページ)

4 家賃の減免及び徴収猶予に必要な様式（9 ページを参照してください）

- 県営住宅家賃減免（徴収猶予）申請書 (78 ページ)

第3号様式（第7条関係）

誓約書

年 月 日

高知県住宅供給公社理事長 様

入居者 住所

県営住宅 団地 号棟 号室

ふりがな
氏名

先に決定されました県営住宅への入居については、公営住宅法、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び裏面に記載する事項その他の指示命令等を遵守します。

なお、入居者（同居しようとする者を含みます。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき又は暴力団員となったことが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。

また、規定に違反して処分されても決して異議はありません。

緊急連絡先として、次の者を届け出ます。

住所				
ふりがな 氏名			入居者との 関係	
電話番号	自宅		携帯	

注 やむを得ず緊急連絡先を特定することができない場合は、利用している福祉サービスの連絡先等を記入してください。この場合は、「入居者との関係」欄にその旨を記入してください。

(裏面)

県営住宅の入居者の遵守事項

- 1 家賃は、毎月納期限までに納付すること。
- 2 各戸が使用する電気、ガス、水道料金等の光熱水費の支払を怠らないこと。
- 3 各戸の汚物及びじんかいの処理に要する費用の支払を怠らないこと。
- 4 共同施設、エレベーター、給水施設、汚水処理施設等の使用並びに維持及び管理に要する費用の支払を怠らないこと。
- 5 県営住宅又は共同施設等の使用には、最善の注意を払い、損傷等を与えることなく、かつ、管理上の指示を固く遵守すること。
- 6 給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分は、入居者の負担により修繕すること。
- 7 他の入居者に迷惑を及ぼし、又は管理上支障となるおそれがある犬、猫、鳥等のペット類の飼育をしないこと。
- 8 高知県住宅供給公社理事長の承認を得ないで同居親族以外の者を入居させないこと。
- 9 県営住宅を退去するときは、動産等の残置物を放置せず、入居期間の長短にかかわらず、入居者の負担により、次に掲げる修繕等を行うこと。
 - (1) 畳の表替え
 - (2) 障子及びふすまの張り替え
 - (3) 各戸の室内及び周辺の清掃
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入居者の故意又は重過失により汚損し、又は破損したものの修繕
- 10 その他高知県営住宅の設置及び管理に関する条例に規定する県営住宅の入居者の遵守事項を遵守すること。

第19号様式（第15条関係）

県営住宅入居承継承認申請書

年 月 日

高知県住宅供給公社理事長 様

新入居者 住所

県営住宅 団地 号棟 号室
ふり氏 がな名

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第74条の規定により読み替えて適用する同条例第28条の規定に基づき入居の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、承認の上は、公営住宅法、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及びその他の指示命令等を遵守し、適正に県営住宅を使用することを誓約するとともに、私を含め入居している者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約し、承継後に同号に規定する暴力団員であることが判明したとき又は暴力団員となったことが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。

また、私を含め入居している者全員が同号に規定する暴力団員に該当するかどうかについて、高知県知事が高知県警察本部長に対して照会することに同意します。

承継をしようとする理由					
旧入居者	氏名				
	勤務先	電話番号			
新入居者（申請者）	氏名				
	勤務先	電話番号			
同居者	氏名	生年月日	新入居者との続柄	性別	勤務先
					電話番号
					電話番号
					電話番号
入居の承継の同意	年 月 日 旧入居者 住所氏名				
新入居者への敷金振替の同意	年 月 日 旧入居者 住所氏名				

注 次の書類を添えてください。

- 1 新入居者と旧入居者及び同居者との続柄を証明する書類（住民票の写し、戸籍謄本）
- 2 新入居者及び同居者の過去1年間の所得の額を証明する書類並びに誓約書（別記第3号様式）
- 3 旧入居者が死亡したときは、その事実を証明する書類（「入居の承継の同意」欄及び「新入居者への敷金振替の同意」欄は、記入する必要はありません。）

第17号様式（第14条関係）

県営住宅同居承認申請書

年 月 日

高知県住宅供給公社理事長 様

入居者 住所
県営住宅 団地 号棟 号室
氏名

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第74条の規定により読み替えて適用する同条例第27条の規定により私の入居する県営住宅への下記の者の同居の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約するとともに、同居後に同号に規定する暴力団員であることが判明したとき又は暴力団員となったことが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。

また、同居しようとする者が同号に規定する暴力団員に該当するかどうかについて、高知県知事が高知県警察本部長に対して照会することに同意します。

記

1 同居させようとする者の内訳

申請者との続柄	氏名	生年月日	性別	現住所及び勤務先	
				現住所	電話番号
				勤務先	電話番号
				現住所	電話番号
				勤務先	電話番号
				現住所	電話番号
				勤務先	電話番号

2 同居させようとする理由

注 次の書類を添えてください。

- 同居させようとする者の現住所及び申請者との続柄を証明する書類（住民票の写し、戸籍謄本）
- 同居させようとする者の所得額を証明する書類
- 同居させようとする者で通学しているものについては、その事実を証明する書類

年 月 日

高知県住宅供給公社理事長 様

入居者 住 所

県営住宅

団地

号棟

号室

名義人 ふり氏 がな名

同居親族の退去届

このたび、私の家族のうち、下記の者が退去しましたので、届け出ます。

記

続 柄	退 去 者 氏 名	退 去 年 月 日

理由

注) 退去者が退去した後の続柄が省略されていない世帯全員を証明する住民票を添付してください。

年 月 日

高知県住宅供給公社理事長 様

入居者 住 所

県営住宅

団地

号棟

号室

名義人 ふり氏 がな名

出 生 届

このたび、下記の者が出生したので、届け出ます。

記

続 柄	出 生 者 名	出 生 年 月 日

注) 出生者の戸籍抄本等出生が確認できるものを添付してください。

県営住宅不使用届出書

年 月 日

高知県住宅供給公社理事長 様

入居者 住 所

県営住宅 団地 号棟 号室
ふり がな
氏 名

県営住宅を引き続き 15 日以上使用しませんので、高知県営住宅の設置及び管理に関する
条例第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 23 条の規定により次のとおり届け
出ます。

なお、使用しない期間の県営住宅の管理については、一切その責任を負います。

使用しない 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用しない 理 由		
入居者及び 同居者の滞 在 場 所		
使用しない 期間の県営 住 宅 の 管 理 方 法		
使用しない 期間に県営 住宅を管理 す る 者	住 所	
	ふり がな 氏 名	
	連絡先	

県営住宅模様替え等承認申請書

年 月 日

高知県住宅供給公社理事長 様

入居者 住 所

県営住宅

団地

号棟

号室

氏 名
ふりがな

県営住宅の模様替え等をしたので、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 26 条第 1 項ただし書の規定に基づき関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、次の事項は、厳守します。

- 1 高知県住宅供給公社から撤去の指示があったときは、直ちに指示に服します。
- 2 県営住宅を明け渡すときは、自己の費用で原状を回復し、又は撤去します。
- 3 その他一切高知県住宅供給公社に迷惑はかけません。

位 置								
使用敷地面積								
主 要 用 途								
構 造								
参 考 事 項								
関係者の承認	県営住宅 管 理 人	室番号	号棟	号室	団地自治 会 長	氏 名		
		氏 名						
	近 隣 者	室 番 号	号棟	号室	入居者氏名			
		室 番 号	号棟	号室	入居者氏名			
		室 番 号	号棟	号室	入居者氏名			

注 設備しようとする工作物の設計書及び図面その他高知県住宅供給公社理事長が必要があると認める書類を添えてください。

年 月 日

高知県住宅供給公社理事長 様

住 所

県 営 住 宅

団地

号棟

号室

申請者 氏 名

使用者 氏 名

自動車の保管場所使用承認申請書

私が使用中の県営住宅を、下記のとおり自動車の保管場所として使用したいので承認
くださるよう申請します。

なお、次の事項は厳守いたします。

- 1 撤去の指示があったときは、直ちに指示に服します。
- 2 住宅を明け渡すときは、原形に復旧いたします。
- 3 その他一切、設置者である県に迷惑はかけません。

記

位 置	号棟前駐車スペース 番区画 (住宅番号 号の庭)
使 用 敷 地 面 積	m ²
用 途	自動車の保管場所
構 造	
参 考 事 項	車両（登録）番号
県営住宅管理人確認	号 氏 名
自 治 会 長 確 認	団地自治会長 氏 名
近 隣 者 の 確 認	号住宅入居者氏名 号住宅入居者氏名

- (注) ・この申請書には、必ず警察へ提出するのと同じ見取り図面を添付すること。
・県営住宅管理人及び団地自治会長の確認を得ること。(未選任の団地は不要)
・簡二、耐二、木造住宅で庭先利用の場合は両隣の確認を得ること。

廃車・下取・譲渡証明書

型 式	年式 型
車 名	(メーカー名) (車名)
登 録 番 号	
所有者（使用者） 住 所 ・ 氏 名	県営住宅 団地 号棟 号室

上記の車を、 年 月 日付で、廃車・譲渡・下取りしたことに相違

ないことを証明します。

年 月 日

(譲渡人) 住 所

県営住宅

団地

号棟

号室

氏 名

(譲受人)

(下取人) 住 所

氏 名

(注) 廃車の場合は、廃車証を添付のこと。

共同施設駐車場使用許可申請書

年 月 日

高知県住宅供給公社理事長 様

申込者 住 所

県営住宅

団地

号棟

号室

ふり 氏 名

共同施設駐車場を使用したいので、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 55 条第 1 項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

車 名		登 録 番 号	
車両の大きさ	車長 m	車幅 m	
車両の所有者の 氏名			
車両の使用者の 氏名		入居者との続柄	
※ 団地自治会 受 付	年 月 日	※ 所 管 課 受 付	年 月 日

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

(1) 使用者の運転免許証の写し

(2) 駐車しようとする車両の自動車検査証の写し

2 この使用許可申請は、1 世帯に 1 台を限度とします。

3 ※印欄は、記入しないでください。

県営住宅住替承認申請書

年 月 日

高知県住宅供給公社理事長 様

住 所

県 営 住 宅

団地

号棟

号室

申請者氏名

下記のとおり住宅の住替えをお願いします。

記

住替希望団地・構造	県営団地 団地 簡 二・耐 二・木 造 中 耐・高 層	
理 (詳しく書いてください) 由		
修繕について	住替前の住宅の修繕については、申請者において行います。	
管理人 の意見		氏 名

備 考 構造欄は該当のところを○で囲むこと。

第4号様式（第7条関係）

緊急連絡先変更届出書

年 月 日

高知県住宅供給公社理事長 様

入居者 住所

県営住宅 団地 号棟 号室
ふりがな
氏名

緊急連絡先を変更したい（緊急連絡先として届け出た者についての変更がありました）ので、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第36条の規定により読み替えて適用する同規則第7条2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項及び変更理由

2 変更前緊急連絡先

住所				
ふりがな 氏名			入居者との 関係	
電話番号	自宅		携帯	

3 変更後緊急連絡先

住所				
ふりがな 氏名			入居者との 関係	
電話番号	自宅		携帯	

年 月 日

高知県住宅供給公社理事長 様

入居者 住 所

県 営 住 宅 団地 号棟 号室

名義人 ふり氏 がな名

氏 名 変 更 届

記

変更前 氏 名	変更後 氏 名	理 由

注) 氏名変更が確認できる住民票等を添付してください。

県営住宅明渡し届出書

年 月 日

高知県住宅供給公社理事長 様

入居者 住 所

県営住宅 団地 号棟 号室

ふりがな
氏 名

県営住宅を明け渡しますので、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 41 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

明 渡 し の 理 由	
明 渡 し の 期 日	年 月 日
検 査 希 望 年 月 日	年 月 日
附 帯 工 作 物 の 措 置	
連 絡 先	
※	年 月 日 検査済 年 月 日 確認済

注 ※欄は、記入しないでください。

共同施設駐車場明渡し届出書

年 月 日

高知県住宅供給公社理事長 様

使用者 住 所
県営住宅 団地 号棟 号室
ふりがな氏 名

共同施設駐車場を明け渡しますので、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第 63 条において読み替えて準用する同条例第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 41 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

明け渡す共同施設駐車場	県営住宅	団地	番共同施設駐車場
明 渡 し の 理 由			
明 渡 し の 期 日	年 月 日		
検査希望年月日	年 月 日		
連 絡 先			
※	年 月 日	検査済	
	年 月 日	確認済	

注 ※印欄は、記入しないでください。

財務会計

執行機関名

債権者登録（変更）申請書

枚中 枚

データ区分	処理区分	債権者コード	債権者名
4 0 1			
C #	会社区分コード	住所コード	*債権者名変更の場合は 変更前の債権者名を記入
0 1			
郵便番号		住所（都道府県名から記入してください。）	
		番地（住所コードに対応しない地名、番地等）	
		方書（ビル名、アパート名等を記入してください。）	
C #	氏名 1（カナ）		
0 2			
	氏名 2（カナ）		
	氏名 1（漢字）		
	氏名 2（漢字）		
	電話番号		
C #	支払方法	2 口座振替	2 9 のいずれか一つを 選んで記入してください。
0 3		9 その他（ ）	
	金融機関コード	金融機関名	店舗名
	預金種別	1 普通預金	1 2 9 のいずれか一つを 選んで記入してください。
		2 当座預金	
		9 その他（ ）	
	口座番号	口座名義人（カナ）	
	金融機関（別口）	公共工事の前金払の預託金融機関名	店舗名
	口座番号（別口）	口座名義人（別口）（カナ）	
	関連債権者コード		

記入例
株式会社高知…カ) コウチ
高知株式会社…コウチ (カ)
高知株式会社安芸営業所…
コウチ (カ) アキ (エイ)

上記のとおり申請します。

高知県知事 様

年 月 日

住所
氏名

年 月 日

高知県知事 様

住 所
県 営 住 宅 団 地 号 棟 号 室
氏 名
電 話 番 号
生 年 月 日

県営住宅家賃減免（徴収猶予）申請書

下記の理由により家賃の減免（徴収猶予）を受けたいので、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第 15 条の規定に基づき申請します。

家 賃		円（月額）				
希 望 期 間		年 月 日から 年 月 日まで				
入 居 家 族 ・ 入 居 者 及 び 同 居 親 族	氏 名	続柄	年齢	月 収	職 業	勤務先（電話番号）
		本人				
理由						

